

令和 7 年度
天草地域自立支援協議会 全体会議

日時：令和 7 年 7 月 2 5 日(金)午後 2 時から
会場：天草市民センター展示ホール

目次

1. 令和6年度事業実績	4
(1) 市町村	4
天草市	5
上天草市	12
苓北町	15
(2) 専門部会	18
地域生活部会	19
精神障がい者支援部会	26
(3) 班	27
居住班	28
通所班	29
訪問班	30
児通所班	31
就労班	32
相談班	33
2. 令和7年度事業計画	35
(1) 市町村（専門部会を含む）	35
天草市	36
上天草市	53
苓北町	55
(2) 班	57
居住班	58

通所班	59
訪問班	60
児通所班	61
就労班	62
相談班	63
3. 天草圏域の地域課題	64
4. その他	65

1. 令和6年度事業実績

(1) 市町村

令和6年度 最終報告

報告日:令和 7 年 2 月 4 日

専門部会名／班名／市町名		天草市
年月日	活動内容及び成果	
9.2 5.21 6.25 8.20 9.17 1月	【課題】地域の相談支援体制の強化 個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	
	● 模擬共同支援会議の実施（センターと行政） 地域障がい相談支援センターと市とで模擬会議を開催し、個別の事例検討から地域課題を抽出する流れを確認、検討した。	
	● 地域障がい相談支援センター会議（センターと行政） モニタリング検証の実施方法等を検討。	
	● 庁内協議 モニタリング検証に必要とされる指標等について検討。	
	相談支援専門員と話し合いを重ねる中で、事例検討会という当初予定した手法での実施を取りやめ、モニタリング検証という別の手法で、「地域障がい相談支援センターが相談支援専門員をバックアップしながら、地域課題の抽出、地域資源の開発・改善につなげ、自立支援協議会と連動させる仕組みを整えていくこととなった。 モニタリング検証については、効果的な指標を設定するため、またモニタリング検証の実施による効果を把握できるようにしておくため、今年度末から次年度に向けて、行政の方でプランのチェックを行い現状の可視化を行う予定。 協議会等を通じ、相談支援専門員に求められるスキル（目指す姿）を共有したことで、すでにインフォーマルサービスを創出した好事例等も出てきている。	
11～12月	【課題】地域生活支援拠点等の機能強化	
	● 土日のサービス利用に関するニーズ調査（行政） 11月末から12月にかけて調査を実施。天草圏域にある相談支援事業所が対象（14／15事業所（回答率93.3%））。調査結果は別紙のとおり。 【概要】 ・ 現在利用している以上に、今後土日のサービス利用を必要としている人は、児が20人、者が6人。 ・ 児については、①医療的ケアや重度心身障がい児及び常時の見守りを必要とする児の家族のレスパイトや兄弟支援目的。②家	

2月	族の就労の機会の確保や③土日であれば家族の送迎によりサービス利用が可能なケース等であった。 - 者については、①医療的ケアや重症心身障がい者の入浴支援や家族の就労支援目的、②家族の高齢化等による短期入所の利用希望増であった。 - この現状を踏まえ、次年度専門部会等での対策検討につなげていく。 ● サービス未利用者等への周知（センター） 民児協定例会等において、地域生活支援拠点等の周知を実施。 現在登録者5名（うち今年度利用者1名） ● 地域障がい相談支援センター会議（センターと行政） 1月に厚生労働省開催の研修受講。その内容等を踏まえ、本市の拠点整備について再検討予定。
6.28 7.18 1月	【課題】福祉施設から一般就労への移行推進 ● 天草地域就労支援ネットワーク会議（センターと行政） なかばつ主催の会議へ参加し、市より障がい福祉サービスの説明、センターより相談支援の役割と多職種連携について事例を交えて説明を行った。高等学校の先生との連携強化につながった。 ● 就労班活動のサポート（センターと行政） 就労班研修に参加し、市より自立支援協議会の説明、センターより福祉的就労支援について説明を行った。グループワークや研修後のアンケート結果等から、一般就労への移行推進に関する課題が共有できた。 ● 農福連携進め方等について農業振興課からの相談に対応 2月就労班の活動に農業振興課と共に参加し情報共有。次年度、市の体制等について協議していく。
次年度の取り組み	
・モニタリング検証の実施におけた準備を進め年度内の開始を目指す。 ・地域生活支援拠点の制度改善	
新たに定例会や他の班で検討してほしい課題／取り組んでほしいこと （班だけでは解決が難しい課題）	
令和7年度天草市の地域課題（別紙）のとおり。	

相談支援事業（天草南地域障がい相談支援センターダンデライオン） 2024年度事業実績報告書

対象期間 4月～3月		
目標内容	具体的な取組の実施結果（何がどうなった）	次年度に向けて（工夫や改善点）
・地域障がい相談支援センターの周知と利用促進への取り組みを継続して実施	・各民児協及び児童の通所支援事業所への周知活動は管轄すべての地区に対して実施済み。（センター業務、医ケア児Coの役割、拠点等の登録について） ・南地区の幼保教のCo会議、杵宇土地区振興会に参加し、障がい者支援の啓発活動及び講演を行った。	・この2年間で南エリアの全事業所に対してセンターの周知活動を実施できた。今後は依頼に応じて対応していく方針。特に地域の各種会議体や民児協には積極的に参加していきたい。（北、南、西、新和地区の各民児協への定期参加を検討したい）
・担当地域に居住する緊急時の要支援者への支援を行い、地域生活支援拠点等の制度説明、制度促進を進める	・各民児協にて地域生活支援拠点等の制度説明を実施し、周知を行ったが、利用に繋がったのは1件のみ。 ・拠点等以外で、緊急的なケースに対して、子ども家庭センターや保健所、行政機関と連携して都度対応。	・地域生活支援拠点等について登録が進まない現状の1つに、利用要件が限定的であり、煩雑さがあると感じる。今後、どのように体制を整備するか再検討していきたい。緊急的なケースについてはこれまで通り都度対応していく方針。
・特定、障がい児相談支援事業所のバックアップ体制を構築する ・サービス等利用計画の質を上げていきたい	・GSVを年に3回、相談班活動と合わせて実施し、進捗と個人SVを行った。 ・共同で機能強化型の体制を整備している相談支援事業所に対し、事例検討会を主導。また、新規で採用された初任者へのOJTも実施。 ・基幹相談支援センターによるバックアップ体制の説明を管轄の事業所に実施したことで、個別ケースの相談件数が増え、助言、SV、ケース同行、支援会議を実施できた。	・GSVを年に3回継続して実施する。管轄の相談支援事業所向けに事例検討を月に1回実施して、個別課題解決に向けた支援と地域課題の集約を行いたい。 ・管轄の相談支援事業所で新規に採用された初任者に対して、OJTを行う体制を整備したい。
評価・コメント		
地域障がい相談支援センターの積極的な周知と啓発活動により、特別支援教育コーディネーターや振興会等からの講演依頼が増加する等、障がい相談の中核として認知が広がってきたことを評価します。今年度は主任相談支援専門員として、相談支援事業所へのGSV、初任者へのOJTなど、相談支援専門員の人材育成に尽力いただきました。相談支援専門員から個別ケースの相談が増えるなど、基幹相談支援センターとして頼られる存在になっておられる点を高く評価します。個別相談の件数が最も多いセンターであり、次年度は、個別事例から地域課題の抽出、協議会での課題解決に向けた取り組みの推進に積極的に寄与いただくことを期待します。		

相談支援事業（天草北地域障がい相談支援センターぱらりす） 2024年度事業実績報告書

対象期間 4月～3月		
目標内容	具体的な取組の実施結果（何がどうなった）	次年度に向けて（工夫や改善点）
地域の相談支援事業所のスキルアップや相談支援体制の強化	・相談班で行っているグループスーパービジョンでのファシリテーターや、居住班での事例検討においてもファシリテーターを行った。経験を積むことで、ファシリテーションの技術も高まった。 ・エリア内の特定相談支援事業所へ定期訪問する予定であったが、事業所から相談できる体制は整っているため定期的な訪問の必要性はないとのことであったため定期訪問はしていない。事業所から相談があったときは後方支援を行った。 ・個別の事例検討は、エリア内の相談支援事業所から事例検討を行うような相談はなく、他のセンター間においても事例検討を行う仕組みや方法が決まっておらず、実施していない。	・相談班において、相談支援専門員のスキルアップのためのグループスーパービジョンを行う。 ・エリア内においては、相談支援専門員の後方支援としての事例検討を行い、地域課題に目を向けることが出来るようにする。
他分野の相談機関との連携強化	・五和町民児協定例会には毎月、本渡北民児協は3ヶ月に1回参加し、民生委員・児童委員、主任児童委員、社会福祉協議会、支所の行政職員と情報共有している。 ・中央包括支援センターとは3ヶ月1回、情報共有会議を行っている。北包括支援センターとは、毎月の五和町民児協定例会で顔を合わせ情報共有している。また、高齢障がい者や高齢者、障害者との同居家族、若年性認知症等の支援について共同で検討、支援を行った。また、スクールソーシャルワーカーを通じて学校との連携も強化している。	・センターと地域の相談機関との連携は出来ている。しかし、相談窓口がすべてセンターになってきているように感じるため、エリア内にある特定相談支援事業所と地域の支援者や相談機関が繋がるような取り組みを行っていく。
地域生活支援拠点等整備（緊急時の短期入所利用）を進める。	・新規の申込者はいなかった。緊急時の短期入所利用の運用について、給付での利用と、拠点での利用について、手続きについての課題が見つかった。	・拠点の登録や運用については、地域生活部会で取り組んでいく。また、居住班活動において、地域移行を進めていくよう、事例検討等を行うための後方支援を行う。
評価・コメント		
民児協への参加や地域包括支援センターとの情報共有等により、相談対応件数が増えており、地域障がい相談支援センターの地域の認知度が高まっていると評価します。個別ケースの相談対応から多機関との協働や役割の整理等、様々な提言をいただいていることにも感謝します。自立支援協議会においては、班活動の支援や地域生活部会の運営等、中心的な役割を担い、地域課題の整理と解決に向けた取り組みが徐々に進んでいると評価します。今後は地域生活支援拠点等整備に向けた取組を市とともに進めていただくことを期待します。		

相談支援事業（天草東地域障がい相談支援センターリーフ） 2024年度事業実績報告書

対象期間 4月～3月		
目標内容	具体的な取組の実施結果（何がどうなった）	次年度に向けて（工夫や改善点）
地域の支援者に地域障がい相談支援センターの周知を継続していきながら、地域との繋がりを強化していく。	各地域の民生委員の定例会には参加させていただき、センターの周知等行うことができた（日程の都合上、御所浦地区には行くことができなかった）。その中で地域の方々との情報を共有することができた。 また今年度は医療関係、介護保険関係、学校関係にも積極的に周知を行うことができ、関係機関からの相談の依頼なども増えてきている。	民生委員の定例会には今後も積極的に参加し、周知等行いながら、情報の共有を図っていく。また関係機関への周知も継続し行っていく。
関係機関との連携を図りながら、相談支援体制の強化を行っていく。	・担当地区のコーディネーター会議には毎回呼ばれるようになり参加できているが栖本地区になかなか入ることができない。 ・介護保険関係では地区のケアマネと相談支援専門員との合同研修会なども行い、連携を図れるようになってきている。またケアマネと一緒に訪問することも増えてきている。 ・就労関係では就労支援ネットワークに参加させてもらったが、その後の連携が上手くいかなかった。 ・医療的ケア児関係では支援体制が医療的ケア児コーディネーター中心になり確立されつつある。 ・相談支援専門員の質向上については相談班を中心に行ってもらいながらセンターがバックアップしていく仕組みが確立されてきている。	・担当地区のコーディネーター会議には今後も継続して参加しながら、栖本地区へのアプローチを行っていく。 ・介護保険関係では今年度の活動を継続して行いながら、連携が図れるよう取り組んでいく。 ・就労関係はネットワーク会議に参画していきながら、障がい者の方々の一般就労が地域で進んでいけるよう取り組んでいく。 ・医療的ケア児関係では今後も医療的ケア児のコーディネーターが中心になり体制を作っていく。 ・相談支援専門員の質の向上については相談班のバックアップも行いながら、法定研修にも参画を継続して、センター自身のスキルも上げていけるよう取り組んでいく。
地域課題の集約を行っていく。	・地域の関係機関とのつながりを強化しながら、つながりの中で地域課題に目を向けることができている。	・地域課題としてヘルパー事業所の人員不足や移動の問題など課題がある。 また医療（特に精神科病院）との連携が図れていない部分があるので、自立支援協議会の中で取り組んでいく。 ・地域での困難ケースについては重層的支援会議などを利用しながら対応をしていく。
評価・コメント		
民児協、特別支援教育コーディネーター会議等への参加を通してネットワークが強化され、地域からの相談が増えている点を評価します。新たに介護支援専門員と相談支援専門員との合同研修会を企画される等、高齢分野との連携構築にも寄与されました。自立支援協議会の運営においては、専門部会の主導、班活動で講話や助言を行う等リーダーシップを発揮していただいている点を評価します。今後は、就労関係機関や精神科病院との連携強化の取組を期待します。		

相談支援事業（天草西地域障がい相談支援センターラポール） 2024年度事業実績報告書

対象期間 4月～3月		
目標内容	具体的な取組の実施結果（何がどうなった）	次年度に向けて（工夫や改善点）
相談支援専門員のサポートを図り、相談支援体制の充実に取り組む。	・個別の事例に関する助言や同行訪問などを行う。また、定期的な事業所への訪問を実施し困りごとに対する支援策などの検討を行った。 ・相談員より不必要と思われたサービス利用に対する事案に同行して説明を行い了承を得た。	・個別の事例に対して適切なサービス利用につながるようアセスメントへの助言を行う。また、困難事例などに関する同行や必要に応じて事例検討等を行う。 ・相談班研修にて実施される担当地区ごとのGSVにおいて個人SVを実施していく。
児、者、高齢者等の各層の機関を含めた多機関との連携を推進する。	・困難事例に関わるケース会議や重層会議等に関して対応を図り、福祉サービスや医療機関につなげることが出来た。 ・天草町における高齢者虐待案件に関して包括支援センターや関係機関と連携して入院治療につなげ薬物治療開始となり退院後も同居が図れている。	・今後も地域の多機関と必要な連携を図りながら、潜在化する障がい者への周知を図り協同していく。 ・西地域発足した医療、介護、福祉との連携として牛深ファームの事務局として参画していく。
地域共生社会への取り組みを行う。	・地域のボランティア活動において包括支援センターや社協河浦と連携して既存の制度を活用して障がい者と高齢者の協働する関係を形成した。 ・措置入院患者さんの退院支援会議に参画して退院前調整や、天草保健所、病院、訪看センターとの共同を図り、定期的訪問や同行、代行により社会生活維持に努めた。	・次年度よりボランティア活動の周知を図り実際に運用を図って行く。 ・必要に応じて一般相談事業所への協力や居室確保事業の周知を図る。
評価・コメント		
丁寧な個別支援により、対象者を必要な社会資源につなぐことができておられ、日頃からの関係機関とのネットワーク構築の賜物であると評価します。地域包括支援センターと協働で、障がい者が支援者となるボランティア制度を新たに創設されたことについては、障がい者の生きがいづくりや人材不足という地域課題解決のための取組として、高く評価します。また、自立支援協議会の運営においては、班活動の支援や障がい者週間イベントの事務局会議の主導など、尽力いただいた点を評価します。今後も関係機関との連携による、地域課題解決に向けた新たな取組の推進を期待します。		

(福祉行政報告例)

統計法に基づく
一般統計調査

第21の3 市町村における相談支援

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)



政府統計
統計法に基づく国の
統計調査です。調査
数値等の秘密の保護
に万全を期します。

市町村名 天草市

令和 06 年度分報告

0600213

(相談支援を利用している障害者等の人数)

	実人員 (1)	身体障害 (2)	重症心身 障 害 (3)	知的障害 (4)	精神障害 (5)	発達障害 (6)	高次脳 機能障害 (7)	その他 (8)
障 害 者 (01)	273	215	3	339	818	86	8	255
障 害 児 (02)	86	25	12	98	1	58	0	108
計 (03)	359	240	15	437	819	144	8	363

(支援方法)

	訪 問 (1)	来 所 相 談 (2)	同 行 (3)	電 話 相 談 (4)	電子メール相談 (5)	オンライン相談 (6)	個別支援会議 (7)	関 係 機 関 (8)	そ の 他 (9)	計 (10)
件 数 (04)	214	96	221	897	19	1	73	308	58	1887
(再掲) オンライン (05)							4	1		

(支援内容)

	福祉サービスの 利用等に関する支援 (1)	障害や病状の 理解に関する支 援 (2)	健康・医療に 関する支援 (3)	不安の解消・ 情緒安定に 関する支援 (4)	保育・教育に 関する支援 (5)	家族関係・ 人間関係に 関する支援 (6)	家計・経済に 関する支援 (7)	生活技術に 関する支援 (8)	就労に関する 支 援 (9)
件 数 (06)	698	303	317	120	66	125	176	84	156
(再掲) ピアカウンセラー (07)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	社会参加・ 余暇活動に 関する支援 (10)	権利擁護に 関する支援 (11)	その他 (12)	計 (13)
件 数 (06)	12	11	287	2355
(再掲) ピアカウンセラー (07)	0	0	0	0

令和 6 年度 最終報告

報告日:令和 7 年 2 月 18日

専門部会名／班名／市町名		上天草市
年月日	活動内容及び成果	
R6.10.1 ～10.24 R6.12.26	【課題】自立支援協議会サービス班への活動の啓発 10 月に上天草市内の 10 か所の事業所を訪問し、事業者に、サービス班への活動参加依頼を行った。また、12 月に上天草市内の事業所に対し説明会を開催し、サービス班活動の周知には繋がった。来年度の体制については、上天草市定例会に班活動の報告をしていただくこととなるため、各班に上天草市の事業所が参加していくことで了承された。	
R6.8.26	【課題】障がい児支援の提供体制の整備等 上天草市障がい相談支援センターのきずなが、市町村医療的ケア児支援関係の研修会及び会議に参加。	
R6.12.26	【課題】相談支援体制の充実・強化 上天草市の事業所が集まる機会がなく、横の繋がりが乏しい現状であったため、「天草地域自立支援協議会における上天草市実施体制会議」を開催し、上天草市の事業所が集まる機会を設けた。横の連携が欲しいといわれる事業所がほとんどであり、来年度の定例会を定期的で開催することで、相談支援体制の充実・強化に繋げる。	
R6.6.17 R6.12.9 R7.3月まで	【課題】上天草市障がい相談支援センターきずなの周知の徹底 上天草市の校長会で、きずなのパンフレットを配布。 上天草市内の園長会で、きずなのパンフレットを配布するとともに園児で何か困りごとがあった時は、相談してもらうよう周知を行った。 今後も各団体等へのパンフレットの配布、広報誌3月号への掲載、HPへの掲載、区長便の回覧板で周知を図っていく。	
次年度の取り組み		
・上天草市定例会において、今年度の活動で取り組めなかった課題や、継続して取り組む課題、新たに抽出された課題の解決の場を設ける。（上天草市での情報共有の場作り） ・R8 年度の基幹相談支援センター設置に向けての準備 ・地域生活拠点等の整備について		
新たに定例会や他の班で検討してほしい課題／取り組んでほしいこと （班だけでは解決が難しい課題）		

相談支援事業(法人名:社会福祉法人 恵山会) 2024年度事業実績報告書

対象期間 4月～3月		
目標内容	具体的な取組の実施結果 (何がどうなった)	次年度に向けて(工夫や改善点)
相談支援の整備・啓発に努める	・周知についてはリーフレットの見直しを行い各種会議等で配布した。 ・児の相談体制については他事業所よりアドバイスを受けたリ会議出席に努めた。	・周知家発については、広報誌への掲載や事業所への配布を進めていく。 ・児の相談体制についても関係機関と協力・連携を深めながら対応していく。
地域の困りごとを把握し、一緒に考えていく	・子育てや介護保険と連携し、同行訪問し、お話を伺う機会が増えた。また、児のサービスについても圏域の相談支援事業所の紹介や要対協会議に出席した。	・関係機関との連携を図り、ニーズの把握に努めていく。
上天草市の事業所・関係機関とのネットワーク作り	・区長や民生委員の会議には出席できなかった。 ・班活動については事業所訪問時に理解や参加の呼びかけを行った。	・地域の会議に出席し、顔を知ってもらう機会を作っていく。 ・班活動については参加の呼びかけを継続していく。
2市1町の評価・コメント		
障がい者からの相談があったケースについては、就労継続支援等の障害福祉サービスの利用へ繋ぐなど適切な対応を取っていた。また、リーフレットの見直しなど相談支援体制の普及啓発に努めていただいた。 区長会や民生委員の定例会等地域の会議出席については今後参加していただき、相談支援事業の普及及び地域の障害者のアウトリーチにつなげていただきたい。		

(福祉行政報告例)

統計法に基づく
一般統計調査

第21の3 市町村における相談支援

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)



政府統計
統計法に基づく国の
統計調査です。調査
費等の収支の保護
に万全を期します。

市町村名 上天草市

令和 06 年度分報告

0600213

(相談支援を利用している障害者等の人数)

	実人員 (1)	身体障害 (2)	重症心身 障 害 (3)	知的障害 (4)	精神障害 (5)	発達障害 (6)	高次脳 機能障害 (7)	その他 (8)
障 害 者 (01)	92	20	0	26	33	0	0	13
障 害 児 (02)	11	1	0	1	1	1	0	7
計 (03)	103	21	0	27	34	1	0	20

(支援方法)

	訪 問 (1)	来 所 相 談 (2)	同 行 (3)	電 話 相 談 (4)	電子メール相談 (5)	オンライン相談 (6)	個別支援会議 (7)	関 係 機 関 (8)	そ の 他 (9)	計 (10)
件 数 (04)	21	20	4	214	1	0	12	10	8	290
(再掲) オンライン (05)							0	0		

(支援内容)

	福祉サービスの 利用等に関する支援 (1)	障害や病状の 理解に関する支 援 (2)	健康・医療に 関する支援 (3)	不安の解消・ 情緒安定に 関する支援 (4)	保育・教育に 関する支援 (5)	家族関係・ 人間関係に 関する支援 (6)	家計・経済に 関する支援 (7)	生活技術に 関する支援 (8)	就労に関する 支 援 (9)
件 数 (06)	132	8	12	1	8	15	10	0	12
(再掲) ピアカウンセラー (07)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	社会参加・ 余暇活動に 関する支援 (10)	権利擁護に 関する支援 (11)	その他 (12)	計 (13)
件 数 (06)	2	0	90	290
(再掲) ピアカウンセラー (07)	0	0	0	0

令和6年度 最終報告

報告日:令和7年2月18日

専門部会名／班名／市町名		苓北町
年月日	活動内容および成果	
年間を通して	【課題（相談支援体制の充実と連携強化並びに基幹相談支援センター設置に向けた視察及び協議）】	
	8月に広報誌を通して相談支援事業所の周知を行った。 12月及び1月に担当者及び相談支援事業所で視察を実施した。	
年間を通して	【課題（早期療育に向けたネットワーク体制の構築）】	
	ネットワーク体制の構築まではできていない現状ではあるが、保健師及び事業所等が連携して児童通所サービスの利用を進めており、早期段階でのサービス利用が増えてきているところである。 また、わるつさんをお願いをして、「子どもの発達」をテーマに7月に苓北町子育て支援センターにおいて発達講座を行った。	
年間を通して	【課題（地域移行ができる「地域づくり」の取り組み）】	
	2月7日に苓北部会打ち合わせ会議を行い、苓北地区のサービス事業所が集うことで、地域のつながりの土台を固めることができた。今後課題解決に向け、取り組んでいく予定。	
次年度の取り組み		
・スキルアップ研修の実施（精神に問題を抱える人への関わり方） ・障がいのある人が楽しめる機会、場の提供（プチイベントの実施） ・一般就労を目指す利用者の雇用促進に向けたはたらきかけ ・療育から福祉サービスの利用につなげるためのネットワークの構築		
新たに定例会や他の班で検討してほしい課題／取り組んでほしいこと （班だけでは解決が難しい課題）		

相談支援事業(法人名:社会福祉法人 啓仁会(天草整肢園相談支援事業所)) 2024年度事業実績報告書

対象期間 4月～3月		
目標内容	具体的な取組の実施結果（何がどうなった）	次年度に向けて(工夫や改善点)
早期療育に向けたネットワークの構築	行政と専門機関の協力により早期療育の取り組みが実施された。それにより、2歳児、3歳児の保育所等訪問支援のサービス利用につながった。また、「子どもの発達」をテーマに講座が開催された。	今後も継続して行政、専門機関、事業所との連携を図り、療育についての課題を抽出して体制整備を行う必要がある。
地域移行ができる「地域づくり」の取り組み	2月、苓北町内のサービス事業所による会議を開催した。グループワークにて地域課題と改善策の抽出を行った。短時間ではあったが、地域に密着した多数の意見や課題を知ることができた。また、横の繋がりが生まれた。	抽出された課題や改善策をもとに、自立支援協議会苓北部会の専門部会として取り組むことにした。
【相談支援体制の充実・強化】 天草地域自立支援協議会体制(苓北町)について 基幹相談支援センター設置について	基幹相談支援センター設置については、先進地視察見学を2回実施した。行政と県、アドバイザーの助言を伺うことができた。 自立支援協議会苓北部会については、体制について行政と話し合いを重ねた。専門部会を発足して課題解決のための取り組みを行うことになった。	基幹相談支援センター設置に向けて今後も行政と連携を図る。 自立支援協議会苓北部会については、上段の内容と同様であるが、少しずつと形となるよう進めていきたい。
2市1町の評価・コメント		
早期療育に向けた連携強化や、地域部会の発足に向けた町内事業者のグループワークによる課題の洗い出しなど、地域課題の解決に向けた取り組みが少しずつではあるが、確実に進められた。今後についても継続して連携強化を図り、地域に根ざした事業所として取り組まれない。また、基幹相談支援センターの設置についても、方針が固まりつつあるため、次年度は設置に向けた最終準備を行われたい。		

(福祉行政報告例)

統計法に基づく
一般統計調査

第21の3 市町村における相談支援

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)



政府統計
統計法に基づく国の
統計調査です。調査
情報の秘密の保護
に万全を期します。

市町村名 苓北町

令和 06 年度分報告

0600213 0000

(相談支援を利用している障害者等の人数)

	実人員 (1)	身体障害 (2)	重症心身 障 害 (3)	知的障害 (4)	精神障害 (5)	発達障害 (6)	高次脳 機能障害 (7)	その他 (8)
障 害 者 (01)	51	13	0	14	21	2	0	1
障 害 児 (02)	1	0	0	0	0	1	0	0
計 (03)	52	13	0	14	21	3	0	1

(支援方法)

	訪 問 (1)	来 所 相 談 (2)	同 行 (3)	電 話 相 談 (4)	電子メール相談 (5)	オンライン相談 (6)	個別支援会議 (7)	関 係 機 関 (8)	そ の 他 (9)	計 (10)
件 数 (04)	27	48	25	365	0	0	13	4	4	486
(再掲) オンライン (05)							0	0		

(支援内容)

	福祉サービスの 利用等に関する支援 (1)	障害や病状の 理解に関する支援 (2)	健康・医療に 関する支援 (3)	不安の解消・ 情緒安定に 関する支援 (4)	保育・教育に 関する支援 (5)	家族関係・ 人間関係に 関する支援 (6)	家計・経済に 関する支援 (7)	生活技術に 関する支援 (8)	就労に関する 支援 (9)
件 数 (06)	419	0	12	3	2	1	6	0	31
(再掲) ピアカウンセラー (07)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	社会参加・ 余暇活動に 関する支援 (10)	権利擁護に 関する支援 (11)	その他 (12)	計 (13)
件 数 (06)	0	0	12	486
(再掲) ピアカウンセラー (07)	0	0	0	0

(2) 専門部会

令和6年度 最終報告

報告日:令和7年2月18日

専門部会名／班名／市町名		地域生活部会
年月日	活動内容および成果	
	【課題 移動が容易ではない】 R6 年度の取り組み ・障がい福祉サービス事業所送迎実態調査結果の活用 ・障がい者への送迎に関するニーズ調査 ・先進地からの情報収集	
R6.4.16	R6 年度の活動内容に関する打ち合わせ 参加者…行政:天草市 濱村氏、 委託事業所:きずな岩崎氏、整肢園 高岡氏・竹森氏、 ダンデライオン 原田氏、ぽらりす 野田潔、野田祐	
R6.6.11	第1回地域生活部会 内容 ・送迎実態調査結果を整理し、情報共有のツールとしての活用を検討 ・障がい者への送迎に関するニーズ調査内容の検討 ・先進地の現地見学日程調整及び事前情報収集の検討 ・R6 年度制度改正における送迎加算要件の確認。 ・各市町の移動支援、福祉有償運送事業の要綱の確認。	
R6.8.9	第2回地域生活部会 ①相談班への情報提供について 相談班研修の際に情報提供（送迎調査結果まとめ） ②送迎に関する制度について ・各市町、介護保険における共同送迎の事例はない。 ・ライドシェア先進地見学・・・R6 年11月29日（金）高森町視察予定。 ・上天草市より令和5年10月より導入された乗り合いタクシーの資料提供あり。 ※今後も情報収集を継続しながら手立て等を検討していく。 ③送迎に関するニーズ調査について 【調査方法】アンケート調査、相談支援事業所へ依頼。 【調査目的】日中活動系サービスの利用ニーズ把握ほか 【調査対象者】18歳以上の計画相談支援を受けている人（施設入所以外） 【調査期間】令和6年10月～令和7年1月	
R6.11	先進地の現地見学 実証実験未実施のため中止とし、代替でアンケートを依頼 別紙「ライドシェア事業に関する回答」参照	

R6.12.17	「地域に合った移動の仕組みづくり」シンポジウム オンライン視聴 主催：トヨタ・モビリティ基金 参加者：天草市…3名、ぽらりす…1名、ダンデライオン…1名、きずな…1名、ラポール…2名、リーフ…1名 内容： 国土交通省が設置している「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」「『交通空白』解消本部」において、公共ライドシェアを活用しつつ、教育・介護分野との連携を推進している。また、トヨタ・モビリティ基金も介護分野や各地域と連携し、支援を行っている。今回のシンポジウムでは、国土交通省の取り組みや、全国各地の「共創モデル実証運行事業」を中心とした様々な事例を紹介。
R7.1.23	第3回地域生活部会 ① アンケート調査結果の整理、考察 ② R6年度の活動状況の振り返り ③ R7年度以降の部会体制について検討
次年度の取り組み	
R7年度からは、各市町で移動に関する課題解決について検討することにより、地域のニーズに沿った取り組みを計画する。 各市町での取り組みについては、適宜情報共有を図ると共に、課題によっては協力しながら課題解決につなげる。 天草市は、通所事業所等への送迎に関する課題について取り組む予定。	
新たに定例会や他の班で検討してほしい課題／取り組んでほしいこと (班だけでは解決が難しい課題)	
天草市では、R7年度より、通所事業所等の送迎に関する課題解決に向けて取り組みを計画している。関連する班(通所班、就労班)への協力を依頼予定。	

送迎ニーズに関する実態調査報告

1. 調査目的：日中活動系サービスにおける利用の移動支援に関するニーズを把握する。
2. 調査期間：令和6年10月1日（火）から令和7年1月6日（月）
3. 調査依頼先：天草圏域内の特定相談支援事業所
4. 調査対象者：18歳以上で、施設入所以外の在宅及びGH入居者。
5. 調査内容：日中活動系サービスの利用に関する希望及び利用状況について
6. 調査方法：メールでの調査票の送受信
7. アンケート結果について（概要）

調査対象事業所…15事業所、調査対象者数…614人

別添資料「送迎ニーズ調査結果まとめ」参照

8. 考察

- ・日中活動系サービス利用されている614名中、「希望通り利用できていない」のは15名で、概ね希望通り利用できている。
- ・希望通り利用できていない（15名）方のうち、送迎を理由に利用できていないのは、3,4名程で、希望通り利用できていない理由が、単に送迎だけではない。理由の多くは、事業所の受け入れが難しいとの回答であった。受け入れが難しい現状まで調査を行っていないため、詳細は把握できなかった。
- ・その他の移動手段（家族・移動支援等）があることで通所できているケースもあり、現状はなんとか希望通り利用できているとの回答もあった。その為、将来的にその他の送迎手段が利用できない場合に改めて送迎が課題となる可能性が高い。
- ・希望通り利用できていない方は重度心身障害者や精神疾患若しくは精神不穏状態の方であり、個々の課題若しくは事業所の体制の課題によって希望通り利用できていないと思われる。
- ・事業所の受け入れ態勢や重度心身障害の方や精神疾患、強度行動障害の方の受け皿が不足しているのではないか。

送迎ニーズ調査結果まとめ			
日中活動系サービスについて	利用したい（している）	579名	【調査対象者】 ・18歳以上 ・施設入所以外の在宅及びGH入居者
	利用しなくてもよい	35名	
日中活動系サービスの利用状況	希望通り利用できていない	15名	
	希望通り利用できている	564名	

「希望通り利用できていない」内訳（15名）

○居住地

上天草市大矢野町登立	1名
天草郡苓北町志岐	2名
天草郡苓北町富岡	1名
天草市牛深町	2名
天草市久玉町	3名
天草市川原新町	1名
天草市中央新町	1名
天草市本渡町本戸馬場	1名
天草市楠浦町	1名
天草市佐伊津町	1名
天草市亀場町亀川	1名

○手帳・等級

身体	1級	5名
	2級	1名
療育	A1	4名
	A2	2名
	B1	1名
精神	1級	1名
	2級	5名

重複あり

○日中活動系サービスを利用する際の公共交通機関の利用について

①利用状況	利用している	0名
	利用できるがしていない	7名
	利用できない	8名
② ①で「利用できるがしていない」の理由	・精神的不安定と気力が起きない。また、事業所への拒否があるので乗る機会もない。 ・徒歩で可能な距離であるため ・自家用車にてサービス利用のため ・居宅介護のみ利用中のため ・金銭的理由、自宅近くにバスが通っていない ・自宅から事業所までのバス代がかかる為、利用したくても難しい。 ・言いたくない	
③ ①で「利用できない」の理由	・両上下肢機能障害により、日常生活全般に全介助が必要な状態。 ・常に寝る状態に近い姿勢で過ごされており、移動はバギーを倒したような状態になる。 ・呼吸機能の不安定さがあり、移動には困難を伴うため。 ・利用した経験が無い ・経路の理解が難しく、利用したことが無い ・重心の方であり、自力移動が困難。（全介助） ・こだわりが非常に強く、支援者がいないと乗車できない。 ・重心の方であり、自力移動が困難。（全介助） ・寝たきり状態	

○利用中の日中活動系サービス

サービス種別	生活介護	8名	うち1名は3事業所を併用
	就労A型	1名	
	自立訓練	1名	
	なし	2名	
頻度（週単位）	週 2 回	6名	内1名は週2回を2か所
	週 5 回	3名	
	週3回	3名	
	週 1 回	2名	内1名は他事業所を週2回利用
	利用休止中	1名	
	なし	2名	
事業所までの移動手段	事業所の送迎	8名	
	事業所の送迎とその他を併用	1名	
	その他	5名	
	なし	3名	
↑その他の移動手段とは	家族の送迎	3名	
	徒歩	2名	
	移動支援	1名	
	自家用車	1名	

○利用を希望する日中活動系サービス事業所について

希望するサービス①	生活介護	8名
希望理由	・介護負担軽減 ・入浴支援 ・リハビリ ・外出機会の確保（精神不安定） ・移動手段の確保困難 ・気分転換	
希望するサービス②	就労B型	4名
希望理由	・今よりたくさん働きたい ・マイペースで仕事がしたい ・障害特性に合った環境 ・外出機会の確保（精神不安定）	
希望する移動手段	事業所の送迎	3名
	事業所の送迎又は家族の送迎	1名

高森町のライドシェア事業に関する質問

1. 自家用自動車を使用した有償運送には、以下のようなものがあるようですが、貴町で取り組まれているものは①（公共ライドシェア）との解釈で間違いはないでしょうか。

① 自家用有償旅客運送（道路運送法第78乗第3号）【交通空白地有償運送】

② 自家用有償旅客運送（道路運送法第78乗第3号）【福祉有償運送】

③ 自家用車活用事業（道路運送法第78乗第3号）

→①で間違いありません。

2. 貴町のライドシェアの主な対象者は、「地域の住民や観光旅客その他の当該地域を来訪する者」と解釈していますが間違いはないでしょうか。本事業を開始するに至った現状（移動のニーズ）等を詳しく教えていただけると幸いです。

自家用有償旅客運送（道路運送法第78乗第3号）【交通空白地有償運送】を実施されていると思っておりますので、上記対象者と解釈しています。また、南阿蘇鉄道の全面開通（全線運転再開）により観光需要が回復し、それに対応するために本事業を開始するとの記事も拝見しましたので、上記のように解釈していますが間違いはないでしょうか。

→間違いありません。夜間帯の移動手段がないので時間帯での交通空白地解消のためでもあります。

<視察に参加を予定していた者からの関連質問>

- タクシーやバス等の公共交通不足を解消するための施策か。

→主にタクシーの不足を解消するためです。

- 観光客を対象とした事業か。地域住民を対象とした事業か。交通弱者（高齢者・障がい者・子供等）を対象とした事業か。

→特段対象は設定していませんが金・土・日・祝で運行するので日中は、観光や住民の方、夜間は、飲食をされた方がメインにはなっております。

- 交通弱者であれば登校や通院・買い物等の交通手段を補うために実施しているのか。

→交通弱者の交通手段を補うものだけではありません。

3. 本事業に対するバスやタクシー事業者の考えや協力体制について教えてください。

- ① 自家用有償旅客運送（道路運送法第 78 条第 3 号）【交通空白地有償運送】の場合、地域公共交通会議等で地域における関係者の協議・合意形成が必要であると解釈していますが、そこでバスやタクシー事業者等から反対の意見等はなかったのでしょうか。反対があった場合どのようにして合意形成が図られたのでしょうか。どれくらいの検討を要したのかについて教えてください。

<視察に参加を予定していた者からの関連質問>

- タクシー会社の反対はなかったのか。
→特に反対はされなかったが説明の際にタクシーを優先配車にすることで承諾されました。
- 県のタクシー協会は、反対の方向だったが、設立の際の調整はどのような形でなされたか。
→熊本県タクシー協会に説明に行った際に全国ハイヤー・タクシー連合会でも自家用有償旅客運送を前向きに進めるようになっている為、県のタクシー協会も前向きに進めるようです。タクシー優先で地元のタクシー事業者の経営を圧迫しないことを重点に説明しました。特に反対されませんでした。

- ② 本事業の実施主体は町で、バスやタクシー事業者になんらかの業務（運行管理や車両整備管理等）を委託されているのではと考えていますが間違いなかったのでしょうか。もしそうであれば、具体的な委託業務の内容等（下記の関連質問への回答も含めて）を教えてください。

<視察に参加を予定していた者からの関連質問>

- 高森町にはタクシー事業者等が何社あるのか。その中で業務委託をしているのは何社か。
→タクシー業者は 2 社 運行管理業務委託は、2 社ともに断れたので運行管理業務は、旅行会社に受けてもらっています。
- ライドシェアの管理をしている法人は、県のタクシー協会に登録されている事業所か。
→旅行会社なので登録はしていません。
- 保険や運行に際しての飲酒検査等はどうしているのか。
→出勤時に点呼際にアルコール検査機で実施するようにしています。
- 運賃のうちの運転したドライバーの給与の額などは、どう処理されているか。ドライバーに支払われる金額は、タクシー運転手と同等額か。
→先行してライドシェアを行っている石川県小松市を参考にして運賃の 56%に設定しています。
- 一般ドライバーの方の免許は普通免許で可能か。

→普通免許で良いが大臣認定講習を受ける必要があります。

- 免許取得が必要な際は、自費か。町が補助をされたのか。

→特に免許取得は必要ないが大臣認定講習費は町が負担します。

- アプリを利用してドライバーを呼ぶのか。

→アプリを利用します。(アプリの場合は、支払いもキャッシュレス決済)

4. 本事業の対象地区や路線(A駅からB施設まで等)等について教えてください。

<視察に参加を予定していた者からの関連質問>

- 対象地区は町内だけなのか？

→アプリ会社との調整中ですが町内全域及び発地・着地のいずれかが町内の場合に限って隣接村(南阿蘇村)も乗降可にしています。

5. 地域住民への周知等についてどのようになされたか。また、地域住民の声として賛否両論さまざまな意見があったのではないかと推察しますが、主なものだけで結構ですので、どのような声が上がったのか教えてください。

<視察に参加を予定していた者からの関連質問>

- 対地域住民やタクシー会社への説明はどのような形で何回程実施したのか。

→住民には特に説明はしていませんが議員には説明を行っています。
内容が確定したら住民説明を開催する予定です。タクシー業者には、ライドシェアの説明や運営の説明等で数回伺っています。

6. 貴町の交通弱者(高齢者・障がい者・子供等)の移動に関する課題やその課題を解決するための取組等があれば教えてください。

→コミュニティバス、乗合タクシー、南阿蘇鉄道は、ありますがバス停まで歩くのが大変や駅までが遠いなど課題はどこも変わらないと思います。その一環でライドシェアの導入を行い、本格稼働したら子供のクラブ活動の送迎等ライドシェアを活用して課題解決を考えております。コミュニティバスと乗合タクシーの見直しも行う予定にしております。

7. ライドシェアの稼働状況を教えてください。

→現在、まだ実証実験を開始しておりません。令和7年2月からの開始予定にしております。

令和6年度 最終報告

報告日:令和7年2月18日

専門部会名／班名／市町名		精神障がい者支援部会
年月日	活動内容および成果	
4月22日	○今年度の活動計画を話し合う。 ・住まいの問題について ・相談を行う専門職の人材育成について ・地域移行支援について ・精神障がい者支援部会の整理について	
6月10日	【課題：精神保健医療福祉の連携強化・役割の明確化・人材育成】 ○研修会の開催 ・研修内容:「相談支援とは」 ・対象者:病院 PSW、相談支援専門員、保健師	
8月5日	○精神保健医療福祉の連携強化・役割の明確化・人材育成 ・精神障がい者支援部会を今後2市1町でどのように展開していくか話し合いを行う。	
10月7日	○退院支援への取組について ・法制度の説明(精神保健福祉法の改正) ・退院支援のイメージについての説明	
12月9日	○各精神科病院での取り組みについて ○各市町村の精神保健相談について	
2月27日	○病院 PSW、相談支援専門員の合同の研修会の開催	
6月10日	【課題：地域移行支援について】 ○各病院での取り組みの報告	
8月5日	・現状対象となる利用者を上げることができていない状況。各精神科病院で取り組む方向性	
10月7日	を持っていただくため、各病院の病棟スタッフにも地域移行の必要性などについての勉強会	
12月9日	等も開催していく予定。	
3月上旬	○天草病院での勉強会の開催	
10月7日	【課題：住まいの問題について】 ○厚労省主催の研修会についての報告 ・厚生労働省における住居支援～主に生活困窮者支援の立場から～ ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 ・熊本市居住支援協議会とは 今後の動きを見ながら福祉分だけではなく他分野(住宅関係)とも協議しながら取り組んでいくことを目指していく。	
次年度の取り組み		
・精神保健福祉関係の体制づくり ・精神保健医療福祉の連携強化・役割の明確化・人材育成(合同研修会や各病院での勉強会) ・居住支援について		
新たに定例会や他の班で検討してほしい課題／取り組んでほしいこと (班だけでは解決が難しい課題)		
・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(にも包括)を構築していくには福祉だけ頑張っても進んで いかない。精神科病院の協力が必要。		

(3) 班

令和6年度 最終報告

報告日: 令和7年2月18日

専門部会名／班名／市町名		居住班
年月日	活動内容および成果	
6月～11月 2/5	入所施設【課題 それぞれの施設をよく知らない 】 ----- 4 施設(ゆうすい、天草整肢園・苓龍苑、第二天草学園、なぎさ寮) 見学実施 延べ見学者数 39 名 きずなの里見学予定(希望者 20 名) 見学者からは、実際に見て知ることがあり、良かったという意見が多かった。もっと多くの人に見学させたいという意見もあった。	
6/25 9月～10月	グループホーム【課題 利用者のニーズが掴めていない 】 ----- 利用者向けアンケート配布 アンケート回収、集計 同様のアンケート3年目だったが、ほぼ全ての質問に3年間9割以上の利用者が満足しているという結果だった。中には具体的な要望もあり、事業所としては参考になるという意見があった。	
10/3	居住班全体【地域移行が進まない】 ----- 地域移行についての研修会開催 20 施設 30 名参加 天草市から地域移行の現状について説明 地域移行成功事例の発表 苓山寮 地域移行事例の検討 ゆうすい、星光園、第二苓山寮 グループ討議では活発な意見交換ができ、地域移行に対する心理的なハードルを少し下げることになった。また、入所施設、グループホーム一緒に検討したことで、それぞれの課題も知ることが出来た。	
次年度の取り組み		
① 入所施設:職種別施設見学の実施 令和7年度 栄養士、看護師 令和8年度 サビ管、中堅職員 ② グループホーム 利用者アンケートの実施 質問事項や表現方法について再検討する。また、アンケート結果を利用者に還元する方法を考える。 ③ 地域移行についての研修会開催 年2回ほど各施設から事例を提出してもらい、検討する。できるだけ輪番で廻す。以前出た事例についても時間をおいて再検討する。		
新たに定例会や他の班で検討してほしい課題／取り組んでほしいこと (班だけでは解決が難しい課題)		
① イベントなどの周知が施設全体に出来ていない。		

令和6年度 最終報告

専門部会名／班名／市町名		通所班
年月日	活動内容及び成果	
R6.7 月	【課題】 地域課題 相談支援事業所と通所支援事業所との連携	
R6.8.7	・ アンケート調査（7/10～7/26） 調査内容「相談支援専門員との連携の課題や好事例について」	
R6.9.13	・ アンケート結果に関して相談班代表と協議 アンケート結果を相談班で共有し、意見等を聴取。	
	・ 相談支援専門員の意見等を通所班員へ共有（メールでの資料配布）。	
R6.7 月	【課題】 地域課題 土日の居場所作り	
	・ 相談班、児通所班、行政と協議したうえで行うため、通所班単独でのアンケート調査は見送ることとした。	
R6.7 月	【課題】 オープンチャットの活用について	
	・ 活用方法→新たなことは特になく、現状の協議会に関する情報共有や各事業所からの宣伝等で活用。	
	・ 未参加事業所への案内方法は検討中。	
研修会	【課題】 レクリエーション活動のプログラム内容について	
R6.10.29	日時：令和6年10月29日 火曜日 13:30～15:00 場所：こころす 多目的ホール A 内容：ニュースポーツ体験 対象：通所班に所属する事業所の職員 種目：ペタンク、ボッチャ、カローリング、スカットボール（グループ） 種目：キャッチング・ザ・ステック（全員） 「令和6年度通所班第1回研修会報告」参照	
通所班会議	内容：令和6年度の反省、令和7年度活動計画、副代表の選出	
R7.1.28		
次年度の取り組み		
課題①:送迎にかかる時間、人材ともに不足している		
送迎範囲が広く時間を要している。2人での送迎が必要な場合も多いため、職員が揃うまで時間が掛かり、大切な活動部分に時間が割けなくなっている。		
課題②:他事業所の見学・事例紹介や意見交換などを通して情報共有を図りたい		
作業や活動内容、意思決定支援の取り組み、感染流行時の対応、時間外での利用者の受け入れ対応についての共有。		
その他：ニュースポーツ体験会（R6 年度に続き開催希望あり）		
新たに定例会や他の班で検討してほしい課題／取り組んでほしいこと		
（班だけでは解決が難しい課題）		
・ 今回課題としてあがった送迎の問題は通所班だけでは解決が難しい。		
・ 土日の居場所作りについては、行政としての方向性が知りたいとの声があった。		

令和6年度 最終報告

報告日:令和7年2月18日

専門部会名／班名／市町名		訪問班
年月日	活動内容および成果	
R6・9・6	【課題 慢性疾患を患う利用者への食事支援について】 ・在宅とつながるクリニック天草 管理栄養士富永講師による講話。 支援するにあたり利用者での食事作りは大変である。疾患によって、食事のバランス・献立作成のポイントや生活習慣病・糖尿病・腎臓病を考慮した食事のポイントをわかりやすく説明してもらい、今後より良いサービスの提供ができる。サービスする側から利用者・利用者家族によりよいアドバイスをできるのも強みになった。 研修を受け参加者からは多くの感想が聞けいい学びの場になった。	
R6・11・22	【課題 グループワーク(好事例・難事例)】 ・5グループに班分け 事案をファシリが進行。 事案に対して事業所からの意見も参考になった。 なかなか他の事業所を交え研修することがなかった。今回のグループワークを行った事で見えてくる、課題・問題点など事業所で抱える課題は共通。かつ、いろんな視点からの意見が聞けた事で問題点の解決にも導かれる。	
R7・1・27	【訪問班全体会議】 ・今年度の反省 ・来期からの役員について ・来年度の取り組み	
次年度の取り組み		
(前期)・グループワーク 今年度は班ごとで事例も違ったので意見を発表してもまとまりがなかったように感じた。 来年度は事例も参加者みんなで共通できるように1事例ずつ(好事例・難事例)を班でグループワーク行う		
(後期)・ヘルパー職の啓発活動 事業所によってはヘルパーの人材不足があるために市報の活用による職種の紹介やチラシ作りや啓発活動・福祉祭りへの参加を検討中		
新たに定例会や他の班で検討してほしい課題／取り組んでほしいこと (班だけでは解決が難しい課題)		
相談班への依頼:居宅介護の必要性や適正な回数及び時間と日常生活や社会生活を営むことが出来るように、支援する側から利用者への自立を促す可否を相談支援員さんと一緒に身体介護中心支援なのか生活援助中心なのか検討して計画に挙げてもらえればと思います。		

令和6年度 最終報告

報告日:令和7年2月18日

専門部会名／班名／市町名		児通所班
年月日	活動内容および成果	
R6.6.4	【課題】事業所のスキルアップ ・県の療育センターと連携の下、年3回会議を実施。 <u>第1回 天草圏域通所支援事業所連携会議</u> ・「事業所内での取り組みをどのように地域に取り入れ活かすことができるか」をテーマに各事業所での取り組みや具体例、課題などを報告してもらい、全体で共有できた。	
R6.9.24	<u>第2回 天草圏域通所支援事業所連携会議</u> ・「療育の出口支援として、子どもの過ごす場所をどのように移行したか」をテーマにグループワークを行い、各事業所の取り組みを共有できた。「事業所の空き枠の問題」「サービス利用回数の適正化」「保護者との認識のズレ」などの課題も見えてきた。	
R7.1.21	<u>第3回 天草地域通所支援事業所連携会議</u> ・1,2 回目の会議内容を踏まえたまとめや次年度の検討案、テーマについてグループワークを行い、意見交換できた。	
	【課題】こども達の土日の居場所作りについて ・土日に通所支援事業所を利用したいとの声があがっている。現在、日曜開設の事業所はないが、土曜祝日に開設している事業所は複数ある。まずは、その事業所を対象に平日と比較した利用率に関するアンケートを実施する。 ※他の班でも同様の課題が出ていたことから、天草市がまとめて土日のニーズ調査を実施することとなった。<u>(児通所班ではアンケート実施せず)</u>	
次年度の取り組み（課題も記載）		
・県の療育センターと連携の下、天草地域通所支援事業所連携会議を引き続き実施する。 ・管理者、児発管以外が参加できる研修や会議を増やし繋がりを増やす。（次年度に企画会議を実施予定） ・グループワークでの意見交換が有効だったため、各研修会で取り入れたい。 ・送迎加算報酬改定に伴う、共同での送迎サービスに関する検討をしたい。 ・学校の時間割（下校時間）がうまく事業所に伝わらない。アクセス方法について検討できないか。 ・発達の疑似体験を経験する場やサポートブックの周知、作成に向けた取り組みを強化したい。		
新たに定例会や他の班で検討してほしい課題／取り組んでほしいこと (班だけでは解決が難しい課題)		
・就学するにあたり、保護者が学校やクラスの選択で悩まれているケースが多い。就学に向けて相談することができる場所、簡易的な検査など実施できる場所を作れないか。		

令和6年度 最終報告

報告日：令和7年2月18日

専門部会名／班名／市町名		就労班
年月日	活動内容および成果	
令和 6 年 7 月 18 日	【課題】天草地域自立支援協議会について理解を深める 1. 天草地域自立支援協議会について 天草市障がい福祉課 濱村係長 2. 福祉的就労支援について 天草東地域障がい相談支援センター 主任相談支援専門員 荒木様 3. グループワーク （就労支援での困り事、悩み事等） 4. その他 ※就労班 24 事業所へ研修案内し、21 施設（24 名）の参加がありました。講演、グループワークを通してアンケートを実施し、課題や意見を集約し、次回の研修に活かしていきたい。	
令和 6 年 11 月 7 日	【課題】生活支援員の役割について 1. 生活支援員の役割について 障がい者支援センター ピゅあ 管理者 松本元宏様 2. グループワーク その他 ※就労班 25 事業所へ研修案内し、18 施設（22 名）の参加がありました。	
令和 7 年 2 月 6 日	【課題】農福連携について 1. 農福連携について 熊本県障がい者支援課 社会参加班 農福連携コーディネーター 岩崎 守美 様 2. グループワーク （今年度の取り組みについての振り返り・反省） その他 ※就労班 25 事業所へ研修案内し、15 施設（18 名）の参加がありました。	
次年度の取り組み		
アンケート結果を反映した研修会を企画・実施していく。		
新たに定例会や他の班で検討してほしい課題／取り組んでほしいこと （班だけでは解決が難しい課題）		

令和6年度 最終報告

報告日:令和7年2月18日

専門部会名／班名／市町名	児・者相談班
年月日	活動内容および成果
R6.5.14	【課題①多職種連携強化の構築を目指して】 ●各職種の役割と強みを理解し、効果的な連携のポイントを学ぶ 第1回相談班研修会（こころす健診室） 参加者：相談支援専門員（25名）、子ども家庭センター（母子保健機能）・天草西保険福祉センター（10名）、天草市障がい福祉係（1名） 内容：1.天草市子ども家庭センターについて 天草市子ども家庭センター係長 古田様 2.相談支援専門員の役割・子どもが利用できる福祉サービスについて リーフ：荒木様、ダンデライオン：原田様 3.グループワーク テーマ：子ども家庭センターと相談支援専門員の連携 成果：グループワークでは参加者を5つの班に分け各班に3名以上の保健師が参加することで、オープンなコミュニケーションが可能となった。また、連携における課題や不安点を双方の視点から考察するアンケートを実施し、その結果をカテゴリ化して全体にフィードバックした。このプロセスにより、質の高い支援に繋がる連携体制の強化が図られた。
R6.8.23	【課題②意思決定支援を反映したサービス等利用計画を目指して】 ●現行の様式における利用者の意思決定支援の課題を洗い出し様式の改善点を検討 第2回相談班研修会（天草市役所第3回会議室） 内容：1.意思決定支援の概要（意思決定支援の視点を踏まえた個別相談支援） 地域生活支援センターグリーン 長山 2.グループワーク テーマ：【天草圏域版】意思決定支援を反映したサービス等利用計画様式の検討 成果：意思決定支援に対する価値観や取り組み方について共通理解を深める機会となった。また、現行の様式を活用しながら意思決定支援の要素を効果的に組み込む工夫が求められていることが確認された。さらに、様式改善に向けたコアグループを結成し、意思決定支援の標準化に向け、定期的な学習機会を提供する方針で一致した。
R6.11.22	【課題③相談支援専門員のスキルアップを目指して】 ●支援の質の向上につながる具体的なスキルや手法を習得 第3回相談班研修会（天草市役所第3会議室） 内容：1.グループスーパービジョンを活用した事例検討 （事例提供者：児）相談支援事業所なごみ 原賀 様 （ファシリテーター）障がい者支援センターラポール 大橋 様 （事例提供者：者）星光園相談支援事業所 倉田 様 （ファシリテーター）障がい者支援センターぼらりす 野田ゆ 様 2.意思決定支援を反映したサービス等利用計画等の様式について リーフ：荒木様

	成果①:障害者と障害児に分けてGSVを実施した結果、具体的な課題を深く議論したことで対象者特有のニーズに集中でき、支援方法の具体性が向上した。また他グループの内容共有を通じて新たな視点や専門知識を深める機会となった。事例提供者、ファシリテーター、板書など、それぞれが任された役割に取り組む中でスキルアップが図られ、相談支援専門員としての成長にも繋がった。 成果②:会議の結果、国の標準様式を使用することになった。理由としては、意思決定支援の要素を十分に網羅していること、標準様式は全国的に使用されており、他機関や行政との連携が容易であること、変更があった場合も国のガイドラインに基づいて迅速に対応可能ということで全会一致にて決定した。
R7.2.17	第4回相談班研修会(天草市役所第3会議室) 内容: 1.前回のグループスーパービジョンの報告 報告者:障害児 相談支援事業所なごみ 原賀 様 障害者 星光園相談支援事業所 倉田 様 2.グループスーパービジョンを活用した事例検討 (事例提供者:児)ピースバイピース 牛崎 様 (ファシリテーター)障がい者支援センターぼらりす 野田き 様 (事例提供者:者)相談支援事業所 なんかい 原田こ 様 (ファシリテーター)天草整肢園 高岡 様 3.グループワーク テーマ:相談支援業務で困っている事、相談したいこと、研修に盛り込んでもらいたいこと等…何でも話してみましょう!!
次年度の取り組み	
・意思決定支援に基づいた計画作成の実務に直結するため、内容を深く理解し、具体的に落とし込むための研修会の実施。 ・相談支援専門員のスキルアップの為の研修会等の継続(GSV,事例検討会など)	
新たに定例会や他の班で検討してほしい課題／取り組んでほしいこと (班だけでは解決が難しい課題)	

2. 令和7年度事業計画

(1) 市町村

(専門部会を含む)

地域課題Ⅰ 地域生活支援の充実（地域生活支援拠点等の整備）

目指す姿		重度の障がいがあっても、地域で暮らし続けることを選択できる地域	
現状			
Ⅰ．福祉施設入所者の地域生活への移行			
成果目標等	基本指針	令和８年度末時点で、令和４年度末時点の施設入所者数の６パーセント以上（１９人以上）が地域生活へ移行する	
	天草市の目標	令和８年度　７人（２．２％）	
	基本指針	令和８年度末の施設入所者数を、令和４年度末時点の施設入所者数から５パーセント以上（１６人以上）削減する	
	天草市の目標	令和８年度　１６人（５．１％）	
	※その他、障がい福祉サービス等の利用者数等が活動指標となっている。		
２．地域生活支援の充実			
成果目標等	基本指針	地域生活拠点等の設置	
	天草市の目標	１カ所	
	基本指針	地域生活支援拠点等コーディネーターの配置【新規】	
	天草市の目標	４カ所	
	基本指針	協議の場の整備数【新規】	
	天草市の目標	１カ所	
	※その他、障がい福祉サービスに関する利用者当が活動指標となっている。		
●障がい者支援施設等が自ら地域移行に向けての取組を開始してくれた（居住班） ●市内すべての短期入所事業所が拠点等整備に協力してくれている。 ●医療的ケア児コーディネーターが配置され、小児在宅医療支援センターの協力の元、医療的ケア児や重度心身障がい児を支援する関係機関の連携が強化され、顔の見える支援体制が構築された。 ●医療的ケアが必要な人や強度行動障がいがある人は、家族が元気で、在宅での生活を継続することに困難が多い（レスパイトを要する）のでは。また、家族が元気なうちはなんとか在宅で過ごせるが、家族が高齢になり入所を選択する人が多いのでは。 ●全ての障がい者ではなく、医療的ケアが必要な人や強度行動障がいがある人の緊急時の受入（短期入所等）・レスパイト（土日の受入）・グループホームがないのでは。 ●拠点の機能も強化していきたいが、対象者の幅を広げすぎると具体的な対策を立てづらい。 ●短期入所や共同生活援助で利用ニーズに対応できていない事例が多いという声がある。障がい者全体として利用ニーズに応えられていないのか、強度行動障がいや医療的ケアなど特定の障がい特性によって応えられていないのか現状把握が必要。			
地域課題			
①　障がい者支援施設からの地域移行の推進※^Ⅰ ②　移動手段の確保 ③　緊急時受入れ体制の強化※^Ⅱ ④　重度障がい者の現状把握（支援ニーズ等）及び人材育成※^Ⅲ ※^Ⅰ　拠点等整備における機能のうち、体験の機会・場の提供に関する事項 ※^Ⅱ　拠点等整備における機能のうち、緊急時の受け入れ・対応に関する事項 ※^Ⅲ　拠点等整備における機能のうち、専門的人材の　確保・育成に関する事項			

専門部会の取組	
専門部会名	地域生活部会
事務局	福祉課（拠点整備担当）／ぽらりす、ラポール
メンバー	居住班／通所班／相談班
令和7年度の取組	
① 障がい者支援施設からの地域移行の推進 [具体的な取り組み] 実施内容：入所施設及びグループホームにおける地域移行に関する事例検討等を通じた情報共有 実施時期：年2回の事例検討（うち1回は地域移行に関する制度関連の研修会も併せて実施） ※研修会は居住確保事業・地域移行・地域定着支援・自立生活援助に関すること 関連する班：居住班、相談班	
② 移動手段の確保 [具体的な取り組み] 実施内容：通所事業所における新たな送迎体制に向けた検討 実施時期：5月…第1回会議（以降は、第1回会議を経て日程を決定する） 関連する班：通所班	
③ 緊急時受入れ体制の強化 [具体的な取り組み] 実施内容：地域生活拠点における緊急時の対応等の見直し	
④ 重度障がい者の現状把握（支援ニーズ等）及び人材育成 [具体的な取り組み] 実施内容：重度支援加算算定事業所の取り組み共有 実施時期：5月…研修会企画会議 9月…研修会開催 関連する班：居住班、通所班	
市の取組	
● 障がい福祉サービス事業所を地域生活支援拠点等に位置付ける際の手順の整備 市と事業所間の事前協議、市から事業所への登録通知等の手続きを開始する。 ● 緊急時対応の事前登録制等の見直し 手続きの煩雑さを解消し、より効率的・効果的な緊急時対応の体制に見直す。 ● 地域生活支援拠点等の運用状況の検証 地域生活拠点等の整備状況について、定例会にて検証を行う。 ● 医療的ケア児に関することは市主催の医療的ケア児支援体制会議で検討していく。	
全体会議への提案	
● 強度行動障がい児者の支援体制整備 強度行動障がい児に対する地域支援体制の整備について県に要望する。 （障がい児支援施設での受け入れ、障がい児にも対応できる広域的支援人材及び中核的人材の育成）	

地域課題2 障がい児支援の提供体制の整備／発達障がい者等に対する支援

目指す姿		障がいの有無に関係なく、ともに育つ・ともに学ぶ環境づくり（インクルージョンの推進）	
現状			
Ⅰ．児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の整備			
成果目標等	基本指針	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置する。（圏域でも可）	
	天草市の目標	令和8年度末までに、児童発達支援センターを2カ所設置	
	基本指針	保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。	
	天草市の目標	令和8年度末までに、保育所等訪問支援事業所を7カ所設置	
	※その他、障がい児通所支援や障がい児相談支援の利用者数等が活動指標となっている。		
- 令和7年4月1日現在、児童発達支援センターは天草圏域に1カ所。 - 児童発達支援センター等に求められている中核機能の整備状況は以下のとおり。			
<u>幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能</u>			
天草市内には、視覚・聴覚障がい児が専門的な療育を受ける場がない。近年、補聴器を申請する児が増加。難聴児は熊本市のひばり園で療育を受けており通園が保護者の負担となっている。R7 からひばり園の配慮で3か月に1回こらすで児童発達支援が開始されている。視覚障がい児への発達支援については、盲学校から保育園に来所し支援していた。			
<u>地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能</u>			
児童発達支援センター主導で定期的な研修会が実施されており、地域の障がい児通所支援事業所の連携強化や支援の質の向上に寄与している。放課後等デイサービスが預かり目的のみになっていないか。インクルージョンを視野に入れた支援になってほしい。			
<u>地域のインクルージョン推進の中核としての機能</u>			
児童発達支援センターが巡回支援専門員整備事業を受託し、保育所や放課後児童クラブ等への巡回支援や研修を行い、地域の保育所等関係機関とのネットワーク構築やインクルージョンの推進に寄与している。			
また、令和5年度から、児童発達支援センターでも保育所等訪問支援を開始し、保育所等に通う障がい児や保育士・教員への支援の充実が図られており、インクルージョンの推進に寄与している。			
<u>地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能</u>			
令和4年度から、児童発達支援センター主催で、障がい児通所支援事業所のリハビリ専門職や市こども家庭課と連携し、1歳半健診後の親子教室を開催しており、障がいが気になる段階からの相談・支援が充実した。			
- 児童発達支援センターには障がい児相談支援事業の指定が求められているが天草圏域の児童発達支援センターは未指定。現在、福祉的な支援については基幹相談支援センターが児者の総合相談窓口となっており、児童発達支援センターがこどもの発達に悩む保護者の福祉的な支援を含む総合相談窓口となっていない。 - 令和7年5月1日現在、保育所等訪問支援事業所は天草市に6カ所。市の目標までは到達していないが、保育所等訪問支援事業所数は年々増加し、障がい児支援が地域の保育教育等を受ける体制整備に寄与している。 - 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業の利用者数は伸び続けている。特に保育所等訪問支援事業の利用者数の伸びは著しい。 - 複数の保育所等が新規に障がい児通所支援事業所の立ち上げを検討している。 - 児童発達支援や放課後等デイサービスの長期休暇や土日のサービス利用ニーズがある（預かり目的、サービス利用機会の確保？）。土日の障がい児通所支援の利用ニーズは令和6年度に実施した調査によると児童発達支援4人、放課後等デイサービス10人。本渡東や有明、牛深地区の地域性と医療的ケアや強度行動障がい等の児の特性による受け入れ困難が背景にあった。 - 令和7年4月1日現在、天草圏域に居宅訪問型児童発達支援事業所はないが、利用ニーズの声もない。 - 障がい児相談支援事業所が不足しているという声も聞かれるが、相談支援事業所等の尽力によって事業所数は年々増加。			

2. 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		
成果目標等	基本指針	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保する（圏域でも可）
	天草市の目標	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を1カ所、放課後等デイサービス事業所を1カ所設置
● 令和7年4月1日現在、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は天草市に各1カ所。 ● 県下最大の面積を有する本市では、事業所から遠方の地域に住む人にとっては送迎等の課題もありニーズに十分応えられていない現状がある。しかし、現状の人数からすると主に重症心身障がい児を支援する事業所を新たに立ち上げることは困難。		
3. 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置		
成果目標等	基本指針	令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する（圏域でも可）
	天草市の目標	令和8年度末までに、協議の場を1カ所設置 コーディネーターを4カ所配置
● 令和3年度から、市主催で医療的ケア児支援体制会議を開催。小児在宅医療支援センター、訪問診療医、訪問看護師、特別支援学校、障がい児通所支援事業所、保健所及び関係各課との課題共有、連携強化が進み、保育所での受け入れガイドラインの作成、保健所による災害時個別支援計画の作成等が進んだ。 ● 基幹相談支援センターに医療的ケア児コーディネーターを配置。個別支援のコーディネートの他、医療的ケア児に関する社会資源の把握し、保護者同士のつながりの場の創出、災害時の避難訓練等の取組を進めている。		
4. 発達障がい者等に関する支援		
成果目標等	基本指針	各市町村において、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を構築する
	天草市の目標	令和8年度、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等14回開催 ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動13回開催
● 児童発達支援センターにおいてペアレントトレーニングやペアレントプログラムを受講できる環境整備が進んだ。また、ペアレントメンターを活用した親の集いや発達障がいの疑似体験の開催等、家族支援が充実した。 ● 全障がい児通所支援事業所でのピアサポート活動の展開を目指しているが全事業所での実施には至っていない。		
地域課題		
① 児童発達支援センター等に求められている中核機能の強化（相談体制、視覚・聴覚障がい児の支援） ② 保護者支援の充実 ③ インクルージョンを目指した放課後等デイサービスの提供		
専門部会の取組		
専門部会名	児童部会	
事務局	福祉課（療育体制担当）／ダンデライオン・リーフ	
メンバー	児童発達支援センター／児相談班／相談班／学校教育課／子育て支援課／健康増進課 ※その他、保育園や障がい児入所施設等を想定。	
令和7年度の取組		
これまでの天草市療育体制会議の流れを踏まえて、今年度は年に2回児童部会を開催する。		
◎児童部会企画会議（6月予定）		
● 事務局と児童発達支援センターとで打ち合わせ。		

◎第1回児童部会（7～8月予定）

- 部会のメンバーは記載の通り。
- 行政各課の年間計画の共有および児通所班、児相談班、児童発達支援センターの活動報告の共有。
- 今後の児童部会で取り組む内容について、下記のようなテーマを投げかけ意見交換。
 - １．視覚、難聴児、重症心身障がい児などの受け入れ体制（受け入れ体制の確保に関する取り組み、研修会の検討など）
 - ２．保護者支援（子育ての力を高めるための家庭支援など）
 - ３．通所支援事業所の利用（保護者の納得の重視、通所以外の方法での療育、事業所の選択など）
 - ４．就学に向けて相談することができる場所、簡易的な検査など実施できる場所を作れないか。
- ・ 今後の部会で何を優先に検討していくか、次回の部会のメンバーについて協議。

◎児童部会企画会議（12月予定）

- 事務局と児童発達支援センターとで打ち合わせ。

◎第2回児童部会（1月予定）

- 部会のメンバーは未定だが、保育園や健康増進課保健師を入れることを想定。
- 第1回児童部会で決まったテーマを基に活動を行う予定だが、例えば、保育園が入るのであれば、好事例を紹介しながら早期療育とインクルージョンを進めるために意見交換していきたい。
- 次年度の活動について協議。

市の取組

1. 地域における障がい児支援体制の強化とインクルージョンの推進
障がい児支援に関する中核機能の整備状況に関する現状の把握・分析を行い、関係者と協議の上、市の整備方針を検討する。
2. 医療的ケア児等とその家族に対する災害時の支援体制の強化
避難訓練を実施する。併せて、災害時の支援に関する関係機関の役割と課題を整理する。

全体会への提案事項

- 発達障がいの診療ができる医療機関の増加について県に要望する。

参考 関連する県の成果目標と活動指標

- 各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- 各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- 各都道府県及び各政令市において、障がい児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】
- 福祉型障がい児入所施設の利用児童数 ➤ 医療型障がい児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新設】
- 発達障がい者地域支援協議会の開催回数 ➤ 発達障がい者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数

地域課題3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目指す姿	精神障がいがあっても、地域で暮らし続けることを選択できる地域	
現状		
成果目標等	基本指針	保健、医療及び福祉関係者による協議の場 開催回数
	天草市の目標	令和８年度 ３回
	基本指針	保健、医療及び福祉関係者による協議の場 関係者の参加人数
	天草市の目標	令和８年度 １０人
	基本指針	保健、医療及び福祉関係者による協議の場 目標設定及び評価の実施回数
	天草市の目標	令和８年度 １回
	※ その他、精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、生活訓練の利用者数が活動指標となっている。	
● 課題解決への取組を促進するため令和７年度から市単独の精神障がい者等に関する保健、医療及び福祉関係者による協議の場（精神障がい者支援部会）を整備。 ● 障がい福祉サービスなどを利用しながら（約２００人）地域で暮らし続けている人も多い。障がい福祉サービスを利用している人は再入院率が低いのでは。定期受診や体調管理の支援があるから。 ● 医療機関が少なく支援者同士の顔の見える関係を構築しやすい。 ● 健康増進課が入口の相談を受け、対応に悩むケースを精神障がい者支援部会で共有してくれたことで医療や福祉サービス等につながることができ、問題解決につながったケースがあった。市民にとってハードルの低い相談窓口ができたことでの発見や介入の機会が増えた。 ● 基幹相談支援センターは、精神科出身の相談支援専門員等も多く、精神障がい者の支援、医療機関へのつながりに強い。 ● 基幹相談支援センターへの相談は精神障がいのケースが多い。 ● 精神疾患への偏見や病識の薄さがあり受診が遅れる（重度化）。そのため家族も疲弊し、孤立する。 ● 治療中断や病識がなく受診につなげたいがつなげきれず家族が困って相談してくるケースが多い。先のような家族を支える体制がないのでは。 ● 専門的なカウンセリングを希望する人も多い（受診につながる前も、受診後も）。 ● 在宅での支援体制を整えられないまま退院している人がいる。支援体制を整えてから地域に帰れると安心して長く地域で生活できるようになるのでは。また、先のような人は状態が悪化した際に治療中断になってしまう人も多いのでは。 ● 支援者（ヘルパー等）が精神障がい者の対応に苦慮している。		
地域課題		
① 精神疾患に関する理解の推進（啓発）や支援制度の周知 ② 病識がない人も医療につながりやすい仕組みづくり ③ 入退院時の医療と地域の連携強化（退院後の支援体制構築の仕組みづくり） ④ 精神科病院からの地域移行の推進		
専門部会の取組		
専門部会名	精神障がい者支援部会	
事務局	福祉課（にも包括担当）／リーフ、ダンデライオン	
メンバー	精神科病院／保健所／健康増進課／相談班	
令和７年度の取組		
① 精神疾患に関する理解の推進（啓発）や支援制度の周知 ● 居宅介護事業所のヘルパーや訪問看護の看護師などと精神科病院のスタッフ（PSW など）との合同研修会（事例検討など）を行う。 ② 病識がない人も医療につながりやすい仕組みづくり		

●保健所、精神科病院と連携したケース支援を通じ、医療へのつなぎの支援体制を模索する ③ 入退院時の医療と地域の連携強化（退院後の支援体制構築の仕組みづくり） ●各精神科病院で障がい福祉についての理解を深めてもらうための研修を行う。 ④ 精神科病院からの地域移行の推進 ●地域移行支援を進めていくために各病院から対象者の方を出していただき好事例を作りながら地域移行を進めていく
市の取組
●多部門多機関連携体制による重層的支援体制の構築 精神障がい者支援部会の企画・運営を行う中で、上記の機関等の支援の現状を把握しながら、地域の支援体制の共有と各機関の役割分担、重なり合いながらの支援体制の構築を図る。
全体会議への提案
● アウトリーチ支援 精神症状が悪化した治療中断者や未受診者が、適時適切に医療につながるよう、多職種のチームによる訪問支援の実施を県へ要望する。

参考 関連する県の成果目標と活動指標

- 精神障がい者の精神病床からの退院後１年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とする。
- 令和８年度末の精神病床における１年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）を目標値として設定する。
- 精神病床における早期退院率については、入院後３か月時点は 68.9%以上、６か月時点は 84.5%以上、１年時点は 91.0%以上とする。

地域課題 4 福祉施設から一般就労への移行等

目指す姿	障がいの有無に関係なく、ともに働く環境づくり	
現状		
成果目標等	基本指針	令和 8 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和 3 年度の移行実績の 1.28 倍以上（7 人以上）とすることを基本とする。 ▶就労移行支援事業については、1.31 倍以上（6 人以上） ▶就労継続支援 A 型事業については、1.29 倍以上 ▶就労継続支援 B 型事業については、1.28 倍以上（2 人以上）
	天草市の目標	令和 8 年度に、▶就労移行支援事業等については 2.00 倍以上（10 人以上） ▶就労移行支援事業については、1.50 倍以上（6 人以上） ▶就労継続支援 A 型事業については、1.29 倍以上（1 人以上） ▶就労継続支援 B 型事業については、3.00 倍以上（3 人以上）
	基本指針	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とする。【新規】
	天草市の目標	5 割
	基本指針	就労定着支援事業の利用者数は、令和 8 年度の利用者数を令和 3 年度の実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。
	天草市の目標	令和 8 年度末までに、3 人（1.50 倍）
	基本指針	就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすることを基本とする。 注）就労定着率とは、過去 6 年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合。
	天草市の目標	10 割
● 障がいに配慮ある場所での就労を望んでいる人も多く、福祉的就労（就労継続支援 B 型）の利用者は増加している。 ● 市内に就労継続支援 A 型事業所がなくなった（就労継続支援 A 型の施設外就労先はあるが）。 ● 障がい者就業・生活支援センターと基幹相談支援センターとの連携が強化され、労働関係者と福祉関係者のつながりが強化された。 ● 就労班で一般就労への移行を視野にいたれた取組が開始された。 ● 優先調達は熊本市を除く県下の市で No1。 ● 一般就労への移行を推進していく上では、福祉関係者に一般就労に関する情報が不足している。 （どんなところで働いているのか。どんな作業をされているのか。どんな配慮をされているのか。） ● 特別支援学校と基幹相談支援センターや相談支援専門員との協働体制が構築され、卒業後の円滑な支援体制づくりができています。 ● 普通高校にも知的障がいと思われる方は多い。高校等から福祉へのつなぎ先がわからないという声もある。普通高校と福祉のネットワーク構築が必要（一部できている高校もある）。 ● 労働関係、福祉関係と制度が重なったり、支援機関が多すぎて、どこに相談すればよいのか整理がついていない。		
地域課題		
① 労働と福祉のネットワークの構築（情報の共有） ② 就労継続支援事業所での一般就労を目指した支援の質の向上		
専門部会の取組		
専門部会名	未設置	

事務局	福祉課（就労支援担当）／リーフ・ダンデライオン
メンバー	
令和7年度の取組	
① 労働と福祉のネットワークの構築（情報の共有） ●就業・生活支援センターが行うネットワーク会議に参画していく ② 就労継続支援事業所での一般就労を目指した支援の質向上 ●就労継続支援事業所から一般就労に移行した方の好事例の共有 ●就労選択支援の検討	
市の取組	
●就労選択支援の実施体制整備に向けた取り組みを開始する 就労系事業所への実施の働きかけや、就労班での就労選択支援の制度説明を行う。	
全体会議への提案	

参考 関連する県の成果目標と活動指標

- 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進
【新規】
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

地域課題 5 相談支援体制の充実・強化

目指す姿		
現状		
1. 基幹相談支援センターの設置の有無		
成果目標等	基本指針	令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する（複数市町村による共同設置も可）【新規】
	天草市の目標	基幹相談支援センターの設置 4カ所
2. 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化		
成果目標等	基本指針	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的 な指導・助言件数
	天草市の目標	令和8年度、40件
	基本指針	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数
	天草市の目標	令和8年度、60件
	基本指針	地域の相談機関との連携 強化の取組の実施回数
	天草市の目標	令和8年度、35回
	基本指針	個別事例の支援内容の 検証の実施回数【新規】
	天草市の目標	令和8年度、10回
	基本指針	主任相談支援専門員 の配置数【新規】
	天草市の目標	令和8年度、4人
3. 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善		
成果目標等	基本指針	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数【新規】
	天草市の目標	令和8年度 8回
	基本指針	協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数 【新規】
	天草市の目標	令和8年度 13カ所
	基本指針	協議会の専門部会 の設置数【新規】
	天草市の目標	令和8年度 2部会
	基本指針	協議会の専門部会 の実施回数【新規】
	天草市の目標	令和8年度 6回
● 基幹相談支援センターが設置され、機能が強化された。 ・ 基幹相談支援センターが、障がい者相談支援事業を受託してくれることで、地域の見守りネットワークが強化され、必要な人に情報が届きやすい、相談しやすい体制が構築された。さらに、きめ細かな支援を展開できるようになった。 ・ 基幹相談支援センターが、地域づくり（地域の体制整備）を目指し、自主的・積極的な活動を展開してくれている。 ・ 基幹相談支援センターが、班活動をサポートしてくれることで、班活動が継続され、かつ課題解決につながる班活動が展開されるようになった。 ・ 基幹相談支援センターの取組等により、保健、医療、介護、保育や教育等の他分野との連携が強化された。情報交換や協議する場が増加した。 ・ 地域の相談支援専門員にとって相談できる場ができ、重層的な相談支援体制が構築された。 ・ サービスの利用調整だけでなくインフォーマルサービスの創出など、地域の相談支援のスキルが向上してきている。		

地域課題	
① 相談支援専門員のケアマネジメント力の向上	
専門部会の取組	
専門部会名	
事務局	ダンデライオン、ぼらりす、リーフ、ラポール／福祉課
メンバー	相談班
令和7年度の取組	
① GSV（グループスーパービジョン）の実施 ・ 2市1町合同で年に3回、相談班活動に合わせて実施する。 ・ 事例提供事業所の管轄の基幹相談支援センターが個人スーパービジョンとファシリテーターを行う。（上天草はきずな、苓北は整肢園が担当） ② 事例検討の実施 ・ 各基幹相談支援センター単位でエリア毎に実施する。開催頻度は各センターで調整する。 ・ 今年度は試験的取り組みとし、効果的な事例検討の進め方についても検討する。 ③ OJTの実施 ・ 基幹相談支援センターが相談支援事業所に対して、OJTを実施する体制を整える。（エリア毎に整備） ・ OJT計画に基づいて、新規で採用された相談支援専門員に対して依頼があった場合に実施する。（基幹相談支援センターからアプローチは行う） ・ 機能強化を算定している事業所に対しては、対象事業所に在籍する現任者または主任と協働で実施する。 ・ 機能強化を算定していない事業所に対しては、全面的に実施することも想定。 ④ 重層的支援体制整備事業への協力	
市の取組	
● 基幹相談支援センターと連携したモニタリング結果の検証を実施 相談支援事業所のモニタリング結果を検証し、検証結果を相談支援事業所へ還元する。	
全体会議への提案	

地域課題6 権利擁護（虐待防止／差別解消／成年後見制度利用促進）

目指す姿	障がいの有無に関係なく基本的人権が守られる地域	
現状		
目標	天草市の目標	市民後見人養成講座（実践編）参加者数 令和7年 25人
	天草市の目標	成年後見等利用者数 令和7年度 168人
	天草市の目標	中核機関相談対応件数 令和7年度 140件
	天草市の目標	ケース会議開催数 令和7年度 12回
	※権利擁護関連については障がい福祉計画に成果目標等なし。成年後見制度利用促進基本計画に目標あり。	
● 成年後見制度利用促進のための中核機関が設置されたことで、成年後見制度に関する相談窓口が明確になり相談しやすい体制づくりが進んだ。 ● 成年後見制度の利用促進に関し、弁護士や司法書士等の専門職とのネットワークも構築されており、困難事例等の相談ができるようになった。 ● 成年後見制度を必要としている人を把握できていない。施設入所直前の制度利用ではなく、もっと手前の段階で意思決定支援等が利用できるようになるといい。 ● 市虐待防止センターがあり、虐待が疑われる段階からの相談対応が実施できている。 ● 虐待防止に関しても弁護士等の専門職によるバックアップ体制がある。 ● 支援者の経済的虐待へのアンテナが低いのではないか。 ● 虐待防止対策協議会がこどもや高齢者と合同で実施されており、虐待防止のためのネットワーク構築や啓発の場になっているか疑問。自立支援協議会等障がい福祉関係者と虐待の現状等の共有ができていない。 ● 障がい者差別に関する相談は少なく現状が把握できていない。		
地域課題		
① 成年後見制度を必要としている人の現状把握 ② 障がい者虐待防止のための啓発 ③ 障がい者差別に関する現状把握		
専門部会の取組		
専門部会名	未設置	
事務局	福祉課（権利擁護担当）／ラポール、ぽらりす	
メンバー		
令和7年度の取組		
① 障がい者虐待防止のための啓発 ■ 天草市での障がい者虐待防止の研修を福祉サービス従事者に対して年1回行う。 ■ 関係機関におけるネットワーク作りの検討を行っていく。 （具体的な取り組み） 障がい者虐待防止対策協議会の情報を自立支援協議会のメンバーと共有する。 熊本県高齢者・障がい者虐待対応専門職チームに研修の依頼を行い障がい福祉サービス事業所等を対象に10月実施する。 ② 障がい者差別に関する現状把握 ■ 差別解消協議会設置に向けての現状把握及び必要性を検討する。 （具体的な取り組み） 県広域専門相談員への情報収集後、協議会の必要性について検討する。		

市の取組
① 成年後見制度を必要としている人の現状把握 ■ 成年後見制度の中核機関を天草市社会福祉協議会のあまくさ成年後見センターに委託。あまくさ成年後見センターを中心に成年後見制度利用促進基本計画に基づき権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進を図る。 ② 障がい者差別に関する現状把握 ■ 差別解消協議会設置に向けての現状把握及び必要性を検討する。 （具体的な取り組み） 県広域専門相談員に情報収集を行い現状の把握を行う。
全体会議への提案

天草市相談支援事業（天草南地域障がい相談支援センターダンデライオン） 2025年度事業計画書

担当地域	本渡南 本渡稜南 本町 新和	地域の特性と課題	本渡南、本渡稜南地域には医療機関や福祉サービス事業所が多くあるが、いずれも中央に集中しており、本町や新和地域は公的な社会資源が少ない。移動手段の確保が困難な地域もあり、送迎の課題が見られる。当地域においても人口減少、少子高齢化が進んでいる。長期にわたり同じ地区で暮らしている人が比較的多く、桺宇土地区など振興会の活動が活発な地域もある。
------	----------------	----------	--

今年度重点的に取り組む項目について

目標内容	目標達成に向けた具体的な取り組み内容（箇条書きで具体的に）	時期（いつまでに）
地域の相談支援従事者の人材育成や支援の質の向上のための取り組みを進める	・毎月、事例検討会を担当地域の相談支援事業所向けに実施する。また、GSVを相談班活動と合わせて年に3回実施することで、相談支援専門員1人1人のスキルアップを図る。 ・担当地域の相談支援専門員に対してOJTを行う体制を整える。機能強化を算定している事業所に対してはOJTの具体的な実施方法についても伝えていく。 ・質の向上に向けて市と協働でモニタリング検証を実施する。	事例検討会、GSVは年間を通して行う OJTの体制作りは5月までに行う
自立支援協議会を通して地域課題解決に向けた取り組みを実施し、地域作りを進める	・自立支援協議会の体制が変わっても、各サービス班（就労班、児通所班、相談班）の活動を円滑に実施できるようバックアップを丁寧に行う。 ・担当の専門部会（精神部会、就労部会、児童部会）の運営を中心となって行い、1年かけて活動の基盤を作る。 ・事例検討や個別相談から地域課題を抽出し、協議会へ報告する体制を整備し、管轄の相談支援事業所と協働の上、積極的に取り組む。	年間を通して
地域の相談機能を有する関係機関との連携強化の取り組みを進める	・高齢者関係、児童関係、医療機関、就労支援関係など各相談機関との連携強化に向けて、各種会議体や研修会に参加する。（企画も含めて） ・重層的支援体制整備事業に協力し、複合的な課題解決に向けて取り組む。	年間を通して

天草市相談支援事業（天草北地域障がい相談支援センターぱらりす） 2025年度事業計画書

担 当 地 域	本渡北 佐伊津 五和	地域の 特性と 課題	総人口が最も多い地域で、18歳未満、18歳以上65歳未満人口共に最も多い。サービス提供事業所は、本渡北地区に集中しており、障がい者のサービス提供事業所は概ね整っている。五和地区は、高齢化が進んでいるが、民生委員等の活動や見守りがあり地域のつながりがある。本渡北地区、佐伊津地区の天草中心部に隣接する新興住宅地には、転出入者が多く、地住民同士の関係が希薄な地区が多いため、地域のサポートが弱い。地域の支援者との関係を深め、サービス未利用者や生活に課題のある方を把握し、必要な支援につながるようネットワークを構築していく。
------------------	------------	------------------	---

今年度重点的に取り組む項目について

目標内容	目標達成に向けた具体的な取り組み内容（箇条書きで具体的に）	時期（いつまでに）
地域の相談支援事業所のスキルアップや相談支援体制の強化	・自立支援協議会相談班での研修会を通じて、グループスーパービジョン等を実施する。 ・定期的に事業所を訪問し、現状把握や困難ケース等への後方支援を行う。 ・事例検討を実施し、インフォーマルサービスの利用や地域課題に目を向けた支援が出来るようにする。	令和7年4月から令和8年3月（1年）
他分野の相談機関との連携強化	・本渡北、五和町民児協定例会に継続して参加し、サービス未利用者等の情報収集や情報共有を行う。 ・地域包括支援センターと連携し、高齢、障がいなど複合的な課題に対して共同で支援する。また、地域の社会資源を共有し、障害者が使いやすいような資源となるようにする。 ・相談支援専門員が民児協等に参加し、地域の支援者や相談機関と特定相談支援事業所との連携がとれるようにする。	令和7年4月から令和8年3月（1年）
地域生活支援拠点等整備（緊急時の短期入所利用）を進める。	・緊急時支援が必要な世帯と、受け入れ事業所とのマッチングを行う。 ・地域生活部会で、スムーズな運用について検討する。拠点登録事業所へ、利用実績等の報告をする。 ・居住班で地域移行について研修を行い、地域移行の意識が高まるようにする。	令和7年4月から令和8年3月（1年）

相談支援事業（天草東地域障がい相談支援センターリーフ） 2025年度事業計画書

担 当 地 域	本渡東（志柿・瀬戸）・有明町・栖本町・倉岳町・御所浦町	地域の 特性と 課題	社会資源が少なく障害福祉サービス等につながらず困り感を持っている障がい児・者の方が多くおられる。 高齢化率が高い地域で65歳以上の障がい者の方も多く在宅生活をされている。 離島地区の相談が入った場合に、すぐに対応できず時間を要してしまう。 連携がうまく取れない地域（教育関係など）がある。
	人口 人 ・ 手帳取得率 % R5.3.31現在		

今年度重点的に取り組む項目について（3項目）

目標内容	目標達成に向けた具体的な取り組み内容（箇条書きで具体的に）	時期（いつまでに）
地域障がい相談支援センターの周知を継続して行い、センターを利用しやすい体制を整え、地域との繋がりを強化していく。	・担当地域（5地域）すべての民生委員の定例会に定期的、継続的に参加していく。 ・社会福祉協議会と連携しながら地域の障がい者の支援を行っていく。 ・天草地域福祉ネットワーク事業等に参加しながら、情報を共有し、周知活動に努めていく。 ・医療、学校関係等から相談依頼があった場合は参加する。	今年度中
関係機関と相談支援事業所の連携強化をはかっていく。	・保育・教育分野のコーディネーターとの連携を強めていく為にコーディネーター会議は継続的に参加していく。 ・地域包括支援センターと協働しながら、今年度もケアマネージャーと相談支援専門員の合同研修会を行う。 ・就労について、就業支援ネットワーク等に参加し、連携を図りながら相談支援体制を整えていく。 ・医療（特に精神科病院）との連携がスムーズに行えるよう、医療にも福祉のことをもっと知ってもらうための動き（研修会等）を実施していく。 ・医療的ケア児支援体制整備について、行政・各センターと情報交換及び協力しながら相談体制の構築に取り組んでいく。	今年度中
相談支援事業所へのサポート体制を整え、相談支援専門員のスキルアップを図っていく。	・担当の相談支援事業所のサポート体制を整えていく。 ・相談班での研修（GSVなど）を通して、相談支援専門員個々のスキルを上げていけるよう取り組む。 ・相談支援専門員のケースを通じながら、個々の課題を整理していく。	今年度中

天草市相談支援事業（天草西地域障がい相談支援センターラポール） 2025年度事業計画書

担当地域	牛深・天草・河浦	地域の特性と課題	当該地域は自然が豊かで風光明媚な観光地であり、地元の食材も新鮮で旬の野菜や魚が豊富である。また、世界遺産に登録された教会があり観光客も見られている。また、天草市中央部に向けた国道や天草町における観光地などにおける道路の整備は特に進んでいる状況にある。 しかし、牛深町、天草町、河浦町とも少子高齢化が進んだ状況である。障がい福祉サービス事業所に於いては居宅介護事業所がー昨年よりーか所閉鎖しており、昨年は特定相談・障がい児相談事業所がーか所休止となっている。福祉サービス利用に於いては障がい児、障がい者の方に於いて事業所が少なく、選択肢が少ない。公共機関の移動に於いてはバスのみで便数も少なく、本渡町までは乗り換えが必要であり障がい者の負担も大きい。また、買い物に於いては牛深地区と河浦地区ではスーパーがあるが、天草町にはなく日常生活を送るうえで不便さがある。障がい福祉サービスの通所や生活必需品等の買い物に於いて移動手段の確保は特に大きな問題である。今後も地域の特性を考慮し牛深、西包括支援センターや各町社協、民児協等々との関係機関との連携が特に重要な地域である。
------	----------	----------	--

今年度重点的に取り組む項目について

目標内容	目標達成に向けた具体的な取り組み内容（箇条書きで具体的に）	時期（いつまでに）
相談事業所間同士の気軽に相談できる関係構築を図る。 相談支援専門員のサポートを図る。	・改編に伴う担当相談事業者を含めた三事業所による関係構築を図る。また、必要時は困難事例検討などの検討会を想定する。 ・個別事例において対象者の意思決定の支援の助言を図る。 ・定期的な巡回訪問を行い事例の共有や地域課題の抽出を図る。	R8年3月
潜在されている障がい者への支援を図る。	・同行や、訪問を行い関係構築を図り継続した支援を実施する。 ・学校機関、保育園機関、社協、包括、民生員さん等の協同を図る。 ・地域のインフォーマル支援や福祉サービス事業所への支援につなげる。	R8年3月
個人課題や地域課題に対して関係機関と連携して取り組む。 ボランティア活動の推進を図る。	・地域での会合や会議体への参加を図り、地域の課題を把握して関係機関と協同していく。 ・牛深ファーム、河浦病院連携会議等への参画により医療、介護、福祉の連携と啓発を行う。 ・西地区各福祉サービス事業所利用者または未利用者において障がい者側からの支援者の登録を勧めると共にインフォーマル支援の開拓を図って行く。	R8年3月

地域課題 **障がい者の移動及び障害福祉事業所の送迎環境の改善**

目指す姿	障がい者の通院・通所、買い物等の移動が自由にできる。事業所の送迎コストの低減。	
現状　～問題点だけでなく出来ている事・良い事も～		
■　乗合タクシーの時間変更になり、通所ができなくなった。 ■　日曜日が運休のため利用できない。 ■　乗合タクシーの路線となっておらず利用できない。 ■　乗合タクシーの利用方法がわからない。 ■　毎日利用すると運賃が工賃と同じくらいかかってしまう。 ■　送迎にかかる経費（人件費、ガソリン代等）も上がってきているため今後送迎が困難になる恐れがある。		
地域課題	①　障がい者が通院・通所や買い物に行く際に利用できる公共交通機関が少ない。 ②　障害福祉事業所の利用者の送迎について送迎距離が長く、事業所運営の負担となっている。	
検討の場	上天草市定例会議	
	事務局	福祉課、きずな
	メンバー	上天草市内事業所、企画政策課、福祉課、きずな
	事務局	
メンバー		
令和7年度の具体的な取組（案）		
①　障がい者が通院・通所や買い物に行く際に利用できる公共交通機関が少ない。		
②　障害福祉事業所の利用者の送迎について送迎距離が長く、事業所運営の負担となっている。		
〔具体的な取り組み〕		
実施内容：乗合タクシーの時間帯やルートの検討		
乗合タクシーの利用率の向上に向けた障害福祉事業所への制度周知		
第　１　回目の定例会議時に事業所への投げかけ、意見の聴取を行った。次回より企画政策課（公共交通担当）と交えて意見交換を行い。課題の解決を図る。		
実施時期：8月以降…第２回定例会義（以降会議時に日程調整を行う。）		

相談支援事業(法人名:社会福祉法人 恵山会) 2025年度事業計画書

担当 圏域	上天草市	地域 課題 特性	・福祉サービスの利用については関係機関の協力をいただいているが、児・者ともにサービスの選択肢が少なく、他圏域のサービス利用が多いため、それに伴い、移動手段の問題が発生している。 ・ヘルパー事業所の閉鎖や人員不足が顕著で利用したくてもできない現状がある。 ・相談支援事業所が2ヶ所しかない。
----------	------	----------------	--

今年度重点的に取り組む項目について(3項目)

目標内容	目標達成に向けた具体的な取り組み内容（箇条書きで具体的に）	時期(いつまでに)
上天草市の事業所、関係機関とのネットワーク作り	・定例会など各種会議に参加し、事業所が抱える課題を共有し、連携を図り、改善につなげていく。 ・移動手段の確保について関係機関との情報交換、共有を図る。	年間を通して
緊急時の支援が必要な方の受け入れ体制を整える	・基準該当など関係機関との協力体制を整え、緊急時の短期入所の利用など資源不足の緩和を目指していく。 ・対象者の把握を行う。	年間を通して

令和 7 年度 活動計画

報告日:令和 7 年 7 月 8 日

専門部会名／班名／市町名		苓北町
年月日	活動内容および成果	
1年間を通して	【課題】相談支援体制の充実と連携強化並びに基幹相談支援センター設置に向けた協議	
	現状 令和6年度に広報誌を通して周知行った。 令和6年12月～令和7年1月に担当者及び相談支援事業所で視察を実施した。 対策 引き続き広報誌に周知を図る。 基幹相談支援センター設置に向け、事業所の設置場所や方針等についての最終的な協議を行う。	
1年間を通して	【課題】早期療育に向けたネットワーク体制の構築	
	現状 町内に児発がなく、ネットワーク体制の構築まではできていないが、保健師及び事業所等が連携して児童通所サービスの利用を進めており、早期段階でのサービス利用が増えてきている。 対策 療育から福祉サービスの利用につなげるためのネットワークの構築を行う。	
1年間を通して	【課題】地域移行ができる「地域づくり」の取り組み	
	現状 自立支援協議会苓北部会を発足し、地域づくりの土台を構築した。 対策 引き続き、地域の社会資源や課題の洗い出しを行い、関係機関協議を行うなかで、課題解決に向け取り組む。	
新たに定例会や他の班で検討してほしい課題／取り組んでほしいこと (班だけでは解決が難しい課題)		

相談支援事業（ 天草整肢園相談支援事業所 ） 2025年度事業計画書

担当 圏 域	苓北町	地域の特 性と課題	天草地域自立支援協議会の活発化により、横のつながりの強化を図ることができている。それに伴い地域に浸透しつつあり、相談件数が増加している。また、本年度より苓北部会が発足され、より地域に密着した課題の取り組みにより、新たな課題も予測される。課題解決のために地域の関係機関との顔の見える関係づくりを拡大したいと考えている。 社会資源の少ない地域であるが、創意工夫と地域住民との連携によりインフォーマルを活用した支援体制構築のステップの年となるよう取り組みたい。
	人口 6197 人・手帳取得率 % R6年7月末現在		

今年度重点的に取り組む項目について(3項目)

目標内容	目標達成に向けた具体的な取り組み内容（箇条書きで具体的に）	時期（いつまでに）
一般相談の窓口の周知とともに福祉制度の情報提供、制度理解に努める。	・行政と連携を図り、一般相談の周知啓発を継続する。（医療・教育・高齢者等） ・相談者の方に福祉サービスの情報提供、制度理解ができるよう工夫する。	令和7年4月～令和8年3月
天草地域自立支援協議会苓北部会の運営を円滑に行う。	・行政や関係機関と連携を図り、研修、イベント、会議体の開催等滞りなく遂行できるように連絡を密にする。	令和7年4月～令和8年3月
R8年度基幹相談支援センター設置に向け、準備を進める。	・開設に向けハード面、ソフト面の準備を進める。ソフト面については、職員の質の向上を図る。	令和7年4月～令和8年3月

(2) 班

令和7年度 活動計画

報告日:令和7年5月27日

専門部会名／班名／市町名		居住班
年月日	活動内容	
通年	課題 各施設を知り、自施設の課題を解決したい。(入所施設)	
	職種別の施設見学を実施する。 令和 7 年度 栄養士、看護師 令和 8 年度 サビ管、中堅職員 職種別に行うことで共通の話題や視点が生まれ、更に有意義な見学となる。	
通年	課題 グループホームの支援の質を上げる。(グループホーム)	
	職員アンケートを実施し、共通の課題を見つけ、協力して解決できることがあれば、検討して行く。	
通年	課題 地域移行への理解が進まない。(入所施設、グループホーム)	
	各施設から地域移行希望の事例を出して貰い、検討する。 年 2 回(6 月、10 月) 以前出た事例のその後について報告して貰う。 いくつも事例をあげて意見を出していくことにより、地域移行に対する心理的ハードルを下げる。また、地域移行が出来ない原因等を明確にしていくことで、施設共通の課題が見えてくるかもしれない。さらに、以前の事例を再検討することで、利用者一人ひとりが長いスパンで地域移行に取り組める環境を作ることができる。	
新たに定例会や他の班で検討してほしい課題／取り組んでほしいこと (班だけでは解決が難しい課題)		
○各施設が企画したイベントが、全体に周知されていない時がある。例えば知的障害者施設協会や、その天草支部からのアナウンスは、身体障害関係の施設には流れない。また、通所施設にも流れていない。		
○入所希望者の中には、通所やグループホームで暮らせるのではないかとと思われる人もい る。保護者や支援学校等に、福祉サービスの種類が周知されていないのではないだろうか。		

令和7年度 活動計画

報告日: 令和7年 5月 13日

専門部会名／班名／市町名		通所班
年月日	活動内容	
研修会 令和7年 6月5日	課題 レクリエーション活動のマンネリ化	
	●昨年と種目を変更してニュースポーツ体験会の実施 ●オープンチャットを活用した事例紹介	
研修会 令和7年 11月11日	課題 スキルアップ	
	●事業所での取り組みなど情報共有 ●作業内容、活動内容の情報交換	
令和8年 2月	R7年度の反省及びR8年度の活動について	
	●R7年度の活動内容の振り返り ●R8年度の取り組みについて意見交換	
新たに定例会や他の班で検討してほしい課題／取り組んでほしいこと (班だけでは解決が難しい課題)		
特にありません		

令和7年度 活動計画

報告日:令和7年5月27日

専門部会名／班名／市町名		訪問班
年月日	活動内容	
R7年 4月22日	今年度の研修について協議 参加者： 班長ニチイケアセンター 橋本氏 副班長クルト大矢野 浜崎氏 社協ヘルパーセンター河浦 立石氏 きずな相談事業所 岩崎氏 ラポール 横田氏 大橋氏	
R7年 7月18日	【課題】 ヘルパー職員の対応力の向上を図る ----- 内容：「事例検討会」 グループワーク 時間：18時30分～20時30分まで 場所：ここらす会議室 A.B.C 室 (研修目的) 困難事例により問題解決に向けての支援の方法を検討して対応を共有する。 (実施方法) ・ 1事例をもとに一班5名程度により数グループを作り討議する。 ・ 各班より事例の発表を行い共有する。 ・ 結果の方策を実際の支援に活かし、3ヶ月後ぐらいで報告を行い各事業所に結果の共有を図る。	
R7年 11月頃 検討中	【課題】 口腔ケアの重要性について再確認が必要 ----- 内容:生田歯科医院院長藤原先生または内崎歯科医院院長内崎先生による講演依頼を検討中。 (研修目的) 口腔疾患や誤嚥性肺炎の予防を図ることで利用者様の健康保持、増進に繋がられる。	
新たに定例会や他の班で検討してほしい課題／取り組んでほしいこと (班だけでは解決が難しい課題)		
今回、口腔ケアの講演を開催できた場合は、居住班や通所班における直接支援員の職員さんにも研修に参加して頂けるような企画にしたいと思っています。		

令和7年度 活動計画

報告日:令和7年5月27日

専門部会名／班名／市町名		児通所班
年月日	活動内容	
	【課題】通所事業所間の連携を図り、スキルアップを目指す。 ○昨年同様、県の療育センターと連携の下、年3回連携会議を実施する。児発センターが主導して進める方針。	
6月10日	第1回 天草圏域通所支援事業所会議	
9月16日	第2回 天草圏域通所支援事業所会議	
1月20日	第3回 天草圏域通所支援事業所会議 ※上記会議は天草圏域の児通所系事業所が集まり、今年度のテーマに沿って議論、意見交換等実施する。(テーマは現時点で未定)	
11月頃	【課題】管理者、児発管以外の人に参加できる研修会や会議を増やし、横の繋がりを作りたい。 ○管理者、児発管以外の児童指導員が参加する研修会等を実施する。 内容：現場レベルでの横のつながりの構築を目指したグループワークを予定。 それぞれが抱える悩みを出し合い共有する。 意見交換を行いながら気軽に話し合える関係作りを行う。 ※児童発達支援センター及び基幹相談支援センターに協力を依頼する予定。意見交換の中で見えてきた地域課題についても拾い上げていきたい。	
新たに定例会や他の班で検討してほしい課題／取り組んでほしいこと (班だけでは解決が難しい課題)		

令和7年度 活動計画

報告日:令和7年 5 月 9 日

専門部会名／班名／市町名		就労班
年月日	活動内容	
令和7年 8月28日(木)	課題:就労選択支援についての研修	
	行政、担当事業所から説明 - 事前に就労班の各事業所へ聞きたい事のアンケート実施 - アンケートをもとに行政、担当事業所から話をしていただく。 - グループワーク	
令和8年 2月5日(木) (2月12日(木))	課題:精神障がい者の支援についての研修	
	講師:未定 - 精神疾患のある方への対応について基礎から学ぶ機会とする。 - 講義終了後に今年度の振り返りと次年度に向けてグループワークを行う。	
時期未定	就労事業所見学	
	昨年度のアンケートのなかに、他事業所の見学をしてみたいとの意見があった。 時期は未定だが試験的に天草更生園の事業所見学を予定する。	
新たに定例会や他の班で検討してほしい課題／取り組んでほしいこと (班だけでは解決が難しい課題)		

令和7年度 活動計画

報告日:令和7年 5 月 27 日

専門部会名／班名／市町名		児・者相談班
年月日	活動内容	
R7 年 4 月 25 日	課題 【R7 年度 相談班の活動について】 ----- (1) 天草市から説明等 モニタリング検証について (2) 相談班活動計画について (3) 各市町の相談支援体制強化の取り組みについて (4) その他	
R7 年 6 月 13 日	課題 【相談支援専門員のケアマネジメントの向上】 ----- 前半:研修会 GSV について 後半:GSV (3 グループ)	
R7 年 10 月 17 日	課題 【相談支援専門員のケアマネジメントの向上】 ----- 前半:研修会 意思決定支援の様式に関する説明と GW ※事前のコア会議は 9 月頃開催予定。 後半:GSV (2 グループ)	
R8 年 1 月 23 日	課題 【相談支援専門員のケアマネジメントの向上】 ----- 前半:研修会 意思決定支援の様式について、意見交換 後半:GSV (2 グループ)	
時期未定	課題 【多職種連携の強化】 ----- 高齢分野との連携強化のため、ケアマネが主催する会議に参加予定。	
新たに定例会や他の班で検討してほしい課題／取り組んでほしいこと (班だけでは解決が難しい課題)		

3. 天草圏域の地域課題

- (1) 強度行動障がいを持つ者の地域支援体制の構築
- (2) 必要な時に適切な精神医療を受けることができる体制の構築
- (3) 発達障がいについて身近な地域で適切な医療を受けることができる体制の構築
- (4) 特別支援学校の児童生徒に対する通学支援

4. その他

天草地域自立支援協議会規約の改正について

天草地域自立支援協議会規約の全部を次のように改正する。

天草地域自立支援協議会規約

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、法第4条第1項に規定する障がい者及び同条第2項に規定する障がい児（以下「障がい者等」という。）の地域生活を支援するため、天草市、上天草市及び苓北町（以下「関係市町」という。）並びに関係市町地域の関係機関、関係団体、障がい者等及び障がい者の福祉に関連する業務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が、地域における障がい者等への適切な支援に関する情報及び支援体制の課題に関する情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、天草地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌し、協議する。

- (1) 個別困難事例への支援のあり方に関すること。
- (2) 地域における障がい者等への支援体制及び権利擁護等に関すること。
- (3) 地域における相談支援体制及び福祉サービス等の整備状況等に関すること。
- (4) 地域における関係機関等の連携強化に関すること。
- (5) 地域における社会資源の開発・改善等に関すること。
- (6) 地域における課題等に係る県への報告及び連携に関すること。
- (7) 関係市町の障がい福祉計画及び障がい児福祉計画等の策定における助言に関すること。
- (8) 関係市町の地域生活支援拠点整備事業の運用状況等に関すること。
- (9) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる関係機関等で組織し、各号に属する機関又は団体等の名称は別表1のとおりとする。

- (1) 障がい福祉サービス等事業者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育関係者

(4) 障がい者等（障がい者団体関係者を含む。）

(5) 雇用関係機関

(6) 各種相談員及び民生委員児童委員

(7) 行政機関（天草広域本部）

（役員）

第4条 協議会の役員に会長1人、副会長3人、会計1人及び監事2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会計及び監事は、会長が指名する。

4 会長は、協議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長があらかじめ指名する順にその職務を代理する。

6 会計は、協議会の収支に係る会計を行う。

7 監事は、協議会の業務及び会計の状況を監査する。

8 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

9 役員に交代があるときは、前任者の残任期間を任期として、第3条各号に掲げる関係機関等の後任者がその職を引き継ぐものとする。ただし、会長が特に認めるときは、この限りでない。

（会議）

第5条 協議会に次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 全体会議

(2) 運営会議

(3) 定例会議

(4) 専門部会

2 協議会の会議が法第89条の3第3項に基づく意見の表明その他の協力を求める決定をしたときは、会長に申し出なければならない。

（全体会議）

第6条 全体会議は、年1回以上開催する。

2 全体会議は、会長が招集し議長となる。

3 全体会議は、第2条各号に掲げる事項、運営会議から報告を受けた課題等の解決及び地域の実情に応じた体制の整備に係る協議を行い、その結果を行政機関又は運営会議等に意見する。

4 全体会議が必要と認めたときは、前項に係る協議を定例会議に付託し、その結果について報

告を求めることができる。

- 5 全体会議の意思決定は、委員の総意によることを常とし、これにより難いと議長が認めたときは出席委員の過半数の賛同をもって決定する。

(運営会議)

第7条 運営会議は、関係市町が委託する相談支援事業の実施者（以下「相談支援事業者」という。）及び関係市町等で組織する。

- 2 運営会議は、定例会議から報告を受けた障がい者福祉に関する課題等を整理し、協議会の運営及び全体会議の協議に付す事件を検討する。
- 3 運営会議は、全体会議へ次会計年度の事業計画について報告する。
- 4 運営会議は、全体会議からの意見及び全体会議が検討を求める地域課題等について、定例会議へ報告し、協議を求めることができる。ただし、定例会議に専属した検討を要する地域課題を認めたときは、あらかじめ当該定例会議に協議を求めることができる。

(定例会議)

第8条 定例会議は、関係市町を単位に設置し、それぞれ天草市定例会議、上天草市定例会議及び苓北町定例会議と称し、いずれも定期的に開催するものとする。

- 2 定例会議は、別表1に掲げる関係機関等の委員又は実務担当者から会長が指名する者で組織する。
- 3 定例会議は、関係市町を単位とする地域の現状及び課題を共有し、第2条各号、第6条第4項及び第10条第3項に掲げる事項の協議の結果について、運営会議を経て全体会議に報告する。ただし、定例会議が必要と認めたときは、第10条第1項又は第2項の会議への提言又は支援をもって、全体会議への報告を省略することができる。
- 4 定例会議は、関係市町を単位とする地域課題の解決又は改善等に係る専門的検討を求めるため、次の各号に掲げる事項を示し、専門部会を設置することができる。

(1) 専門部会の名称及び組織

(2) 専門部会で検討を求める課題

(3) 専門部会で検討を求める期間

- 5 定例会議が検討又は報告のため必要があると認めるときは、他の定例会議と協議し、連合会議又は代表者による会議を開くことができる。
- 6 定例会議の意思決定は、出席者の総意によることを常とし、これにより難いときは出席者の過半数の賛同をもって決定する。

7 定例会議の事務局は、定例会議を単位とする関係市町（相談支援事業者を含む。）が担うものとする。

（専門部会）

第9条 専門部会は、前条第4項第1号の規定により定例会議が示した者で組織する。

2 専門部会は、前条第4項第2号の課題の解決又は改善について専門的に検討し、その結果を定例会議に報告する。ただし、専門部会が必要と認めたときは、第10条第1項又は第2項の会議への提言又は支援をもって、定例会議への報告を省略することができる。

3 専門部会は、前項の専門的検討において他の専門部会で検討を要す地域課題を抽出したときは、定例会議に報告し協議を求めることができる。

4 専門部会が検討又は報告のため必要があると認めるときは、他の専門部会（当該専門部会を設置した定例会議が設置したものに限る。）と協議し、連合会議又は代表者による会議を開くことができる。

5 専門部会は、第2項の専門的検討を目的に事業計画を定めて活動することができる。

6 専門部会の運営は、当該専門部会を設置した定例会議を組織する相談支援事業者が担うものとする。

（個別支援会議等及び班）

第10条 第3条第1号に掲げる機関に属する者が、個別支援計画を作成するための個別支援会議又はサービス担当者会議において第2条第1号から第5号に掲げる事項に係る支援上の課題を抽出したときは、次項に定める会議で共有を図り、課題解決に努めるものとする。

2 第3条第1号に掲げる機関に属する者は、サービス種別を基本として事業者ごとに組織する会議（以下「班」という。）を開催し、班員相互の連携により、前項に定める支援上の課題の解決を協議するよう努めるものとする。

3 班は、前項の協議で集約した支援上の課題について、さらに地域課題としての解決又は改善に資する検討が必要なときは、当該地域課題が属する定例会議に報告し協議を求めることができる。

4 班は、第2項の協議を目的として主体的かつ継続的な活動を行うものとし、班の組織及び運営の方法等は、班の協議によるものとする。

5 班は、定例会議の求めに応じ協議会の会議に出席し意見を述べるとともに、協議会の運営及び地域課題の解決又は改善に協力するよう努めるものとする。

（会議の公開）

第 1 1 条 協議会の会議は、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益を害する恐れがある場合など会議が必要と認めるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 協議会の会議の傍聴を希望する者は、会議の前日正午までに関係市町の障がい福祉主管課に申し出るものとする。

(会議の記録)

第 1 2 条 協議会の会議の記録は、次の各号に掲げる事項を記載し、会長が保管する。

- (1) 会議の開閉に関する事項及びその年月日時
- (2) 出席者及び欠席者の氏名
- (3) 説明のため出席した事務局職員の氏名
- (4) 第 5 条第 2 項による意見表明等のため出席を求めた者の氏名
- (5) 議事の次第及び議事に付した議題
- (6) 議事の経過及び結果
- (7) 前各号に掲げるもののほか会議において必要と認めた事項

2 議事の経過は、発言内容の要点又は会議内容の要点のいずれかの方法により記録する。

3 前項の記録には、氏名及び生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報(死者に関する情報並びに第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に係る氏名情報を除く。)は、記載しない。

(遵守事項)

第 1 3 条 協議会の会議に出席した者及び事務に従事した者は、正当な理由なく、協議会において知り得た個人情報その他の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第 1 4 条 協議会の事務局を関係市町の障がい福祉主管課に置く。

(報酬等)

第 1 5 条 協議会の会議に出席する委員の報酬及び費用弁償は、支給しない。

(費用の負担)

第 1 6 条 協議会の会議及び活動に要する経費は、関係市町で均等に負担する。

(会計年度)

第 1 7 条 協議会の会計年度は、当該年の 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(委任)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この規約の施行の日前に、改正前の規約第 10 条の規定により設置された会議において課題の協議が継続されているときは、改正後の規約第 8 条第 1 項に定める定例会議が同条第 4 項の規定による会議を設置したものとみなし、当該会議で協議を引き継ぐものとする。

別表1 天草地域自立支援協議会関係機関

1	障がい福祉サービス等事業者	指定障害福祉サービス事業者
2		指定障害者支援施設
3		指定一般相談支援事業者
4		指定特定相談支援事業者
5		指定障害児通所支援事業者
6		指定障害児入所施設等
7		指定障害児相談支援事業者
8	保健・医療関係	熊本県天草保健所
9		天草都市医師会
10	教育関係機関	天草市教育委員会
11		上天草市教育委員会
12		苓北町教育委員会
13		熊本県立天草支援学校
14		熊本県立苓北支援学校
15	障がい者等	関係市町が推薦する団体等
16	雇用関係機関	天草公共職業安定所
17		熊本県天草障がい者就業・生活支援センター
18	各種相談員及び民生委員児童委員	天草市民生委員児童委員協議会連合会
19		上天草市民生委員児童委員協議会連合会
20		苓北町民生委員児童委員協議会
21		天草市社会福祉協議会
22		上天草市社会福祉協議会
23		苓北町社会福祉協議会
24	行政機関	熊本県天草広域本部 障がい福祉主管課

※規約第3条第1項において別表1で定めることとする団体等の名称のうち、同項第1号の障がい福祉サービス等事業者は、熊本県が示す指定障害福祉サービス事業所一覧及び指定障害児事業者等一覧に掲載された事業者で、同一覧中事業所所在地を規約第1条の関係市町地域に置く者とする。

天草地域自立支援協議会事務局

1	委託相談支援事業者	天草市委託相談支援事業者
2		上天草市委託相談支援事業者
3		苓北町委託相談支援事業者
4	行政機関	天草市 障がい福祉主管課
5		上天草市 障がい福祉主管課
6		苓北町 障がい福祉主管課

天草地域自立支援協議会委員名簿

令和7年7月25日現在

		団 体 名	職 名	協議会委員氏名
1	障がい者 団体等	天草市身体障害者福祉協議会	事務局長	宮下 幸一郎
2		上天草市身体障害者福祉協会	副会長	岩原 武巳
3		苓北町身体障害者福祉協会	会長	蓑上 政喜
4		白い雲の会	会長	堤田 照一
5		上天草市障がい児親の会れいんぼう	代表	竹本 利恵
6		精神保健福祉会天草地域家族会	会長	金子 幸人
7	保健・医療 関係者	熊本県天草保健所	次長	三宅 あゆみ
8		天草郡市医師会	副会長	山下 誠司
9	教育関係者	天草市教育委員会	学校教育課長	福田 稔
10		上天草市教育委員会	学務課長	岡元 宏洋
11		苓北町教育委員会	教育課長	吉本 英明
12		熊本県立天草支援学校	校長	谷脇 詩織
13		熊本県立苓北支援学校	校長	西本 彰
14	雇用関係機関	天草公共職業安定所	厚生労働事務官	宮崎 咲良
15		熊本県天草障害者就業・生活支援センター	主任就業支援ワーカー	松原 香奈子
16	各種相談員 及び 民生委員 児童委員	天草市社会福祉協議会	事務局長	中尾 五則
17		上天草市社会福祉協議会	地域福祉課長兼大矢野支所長	川口 章子
18		苓北町社会福祉協議会	福祉活動専門員	田中 悠仁
19		天草市民生委員児童委員協議会連合会	会長	濱田 幸人
20		上天草市民生委員児童委員協議会連合会	会長	柿原 晃夫
21		苓北町民生委員児童委員協議会	会長	時尾 継光
22	行政機関	熊本県天草広域本部保健福祉環境部	福祉課長	林 洋介
23	障がい福祉 サービス 事業者	社会福祉法人あまくさ福祉会(就労サポートセンターぴ〜す)	施設長	長山 直仁
24		社会福祉法人啓友会(南海寮)	施設長	松浦 光毅
25		社会福祉法人恵山会(きずなの里)	施設長	石山 幸樹
26		社会福祉法人啓仁会(天草更生園)	施設長	山田 義勝
27		社会福祉法人啓明会(苓山寮)	副施設長	飽田 逸子
28		みやおみやおベーカーリー	サービス管理責任者	松尾 郁弥
29		ニチイケアセンター本渡	管理者	橋本 純子
30		障害者就労(支援)センター天草更生園	サービス管理責任者	神田 啓道
31		天草圏域児童発達支援センターすくすく園	管理者	西岡 香代子
32		星光園相談支援事業所ほほえみ	相談支援専門員	倉田 真弥
33		障がい者支援センターらいふ	相談支援専門員	横田 節子

天草地域自立支援協議会事務局名簿

1	委託 相談支援 事業所	天草南地域障がい相談支援センター ダンデライオン	相談支援専門員	原田 大志
2		天草北地域障がい相談支援センター ぼらりす	相談支援専門員	野田 祐介
3		天草東地域障がい相談支援センター リーフ	相談支援専門員	荒木 宗憲
4		天草西地域障がい相談支援センター ラポール	相談支援専門員	大橋 紀章
5		指定特定相談支援事業所きずな	相談支援専門員	岩崎 和子
6		天草整肢園相談支援事業所	相談支援専門員	高岡 留美
7	行政機関	天草市福祉課		
8		上天草市福祉課		
9		苓北町福祉保健課		